

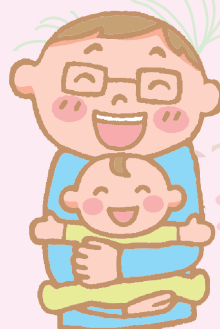
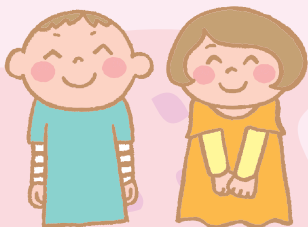
第2期

吉賀町

子ども子育て

支援事業計画

令和2年3月
吉賀町



第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の社会的背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画策定に係る調査の実施	3
(1) ニーズ調査	3
(2) 関係団体ヒアリング調査	4
第2章 吉賀町の子ども・子育てを取り巻く環境	5
1. 人口等の動き	5
(1) 人口・世帯	5
(2) 人口動態	6
(3) 未婚率	7
(4) 女性の就業状況	7
(5) 幼児人口構成の推移	8
(6) 出生数・妊産婦の状況	9
(7) 移住による状況	10
(8) 就学前の子どもの人口推計	10
2. 子育て支援施設や事業等の状況	11
(1) 保育所（認可保育所・小規模保育所）の現状	11
(2) 保育料無償化による影響	12
(3) 放課後児童クラブの現状	12
3. 第1期吉賀町子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	13
(1) 安心して子どもを産み育てられ健やかに成長できるまちづくり	13
(2) 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	14
(3) 子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくり	16
4. 各種事業の確保量と実績	17

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	23
1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本方針	23
3. 施策の体系	24
第4章 計画の推進	26
1. 安心して子どもを生み育て、健やかに成長できる環境づくり	26
(1) これから大人になる子どもたちへの取り組み	26
(2) 安全に妊娠し、出産するための取り組み	26
(3) 子どもの健康や発達を支援する取り組み	30
(4) 楽しく子育てできるための取り組み	32
(5) 子どもの健康づくりの取り組み	34
2. 子どもがいいきいと心豊かに育つ地域づくり	38
(1) 子ども・子育て支援制度の概要	38
(2) 教育・保育提供区域	40
(3) 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について	41
(4) 提供体制と確保方策	43
(5) すべての子どもと子育て家庭の支援	51
3. 地域で子どもを育てる社会づくり	54
(1) 子育て支援のネットワークづくり	54
(2) 住宅・遊び場の確保	55
(3) 子育てしやすい就労環境づくり	56
(4) 子どもの仲間・連携づくり	57
(5) 学校教育との連携	59
(6) 子どもの安全確保	61

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の社会的背景

わが国では、少子・高齢化が急速に進んだことで人口構造にひずみが生じており、社会を揺るがしかねない大きな課題となっています。全国的な核家族化の進展、共働き家庭の増加、働き方の多様化、地域とのつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が変化する中、子育てを巡って社会的な支援の必要性が顕在化してきました。

こうした社会情勢において、国では様々な対策を講じるなか、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て3法」を成立させ、「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。これを受けて、都市部における待機児童の解消や、教育・保育の場を確保し、その質を高める制度が整えられました。その実施主体は市町村であり、吉賀町では、『第1期子ども・子育て支援事業計画』を策定し、教育・保育環境の充実に取り組んできました。

吉賀町では、切れ目のない子育て支援の充実に地方創生の大きな柱として、保育料や給食費、放課後児童クラブの利用料、高校生までの子どもの医療費の無償化をはじめとする各種施策を展開し、地域で子どもを育てるまちづくりに先駆的に取り組んできました。これにより、出生数の減少に歯止めがかかるなど一定の成果を上げ、子育て環境の充実した社会基盤を整えてきました。

この度、国では制度が施行されて5年後の見直しの時期を迎え、吉賀町においても『第1期子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に子育て支援の取り組みを推進するため、『第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画』を策定することとします。そして、社会変化に対応し、吉賀町の現状を踏まえつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない子育て環境の充実に目指していくこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び国民運動計画である国の「健やか親子21」を受けて、吉賀町の母子保健に係る計画の性質を併せ持つ計画として位置づけます。

本計画は、『第2次吉賀町まちづくり計画(総合計画)』、『吉賀町地域福祉計画』の下位計画となり、関連する『いきいき21吉賀町健康づくり計画(第2次)』、『吉賀町食育推進計画』、『吉賀町障がい者計画』、『吉賀町教育振興計画』、『第2次吉賀町男女共同参画計画』及び『吉賀町まち・ひと・しごと総合戦略』と連携して実施する計画となります。

これらの上位計画及び関連計画との連携を十分に図り、吉賀町の地域特性を大切にしながら、一人ひとりの子どもと保護者に寄り添った施策を展開し、地域における効果の最大化を目指していきます。

根拠法

《子ども・子育て関連3法》

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法



国

- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（改正後）

島根県

- しまねっ子すくすくプラン
「次世代育成支援行動計画」
「子ども・子育て支援事業計画」
「ひとり親家庭等自立支援計画」
- 島根県保健医療計画
「健やか親子しまね」



上位計画

- ◆ 第2次吉賀町まちづくり計画（平成29年度～令和8年度）
- ◆ 吉賀町地域福祉計画・吉賀町地域福祉活動計画（平成28年度～令和2年度）



調整

第2期 吉賀町子ども・子育て支援事業計画

吉賀町

関連計画

- ◆ いきいき21 吉賀町健康づくり計画（第2次）（平成30年度～令和9年度）
- ◆ 第1次吉賀町食育推進計画（後期）（平成28年度～令和2年度）
- ◆ 吉賀町障がい者計画（平成30年度～令和5年度）
- ◆ 障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）
- ◆ 吉賀町教育振興計画（平成28年度～令和2年度）
- ◆ 第2次吉賀町男女共同参画計画（平成30年度～令和5年度）
- ◆ まち・ひと・しごと創生吉賀町総合戦略（平成27年度～令和3年度）



連携

3. 計画の期間

「第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画」の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、令和4年度に本計画の検証及び見直しを行い、適正かつ効果的に計画を推進していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
第2期吉賀町子ども・子育て支援事業計画	本計画				
			(中間見直し)		

4. 計画策定に係る調査の実施

(1) ニーズ調査

① 調査の目的

本計画を策定するにあたり、吉賀町内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に対し、現在の子育ての状況や就労状況、教育・保育の利用状況及び今後の利用希望や子育てニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査地域

吉賀町全域

③ 調査対象

【就学前児童保護者】	平成30年12月現在、吉賀町に居住する0歳～小学校入学前までの子どもがいる家庭。
【小学校児童保護者】	平成30年12月現在、吉賀町に居住する小学生の子どもがいる家庭。

	標本数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	189	116	61.4%
小学校児童	96	50	52.1%

④ 調査方法

郵送配布、郵送回収により実施。

⑤調査期間

平成 30 年 12 月 10 日～平成 30 年 12 月 26 日

⑥調査結果

別冊「調査報告書」参照

(2)関係団体ヒアリング調査

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、吉賀町内で子育て支援を行う現場の状況を把握し、子どもの育ちや保護者を支援する立場から現状を把握することを目的にヒアリング調査を実施しました。

②調査対象

- ・ 保育所(双葉保育所、六日市保育所、七光保育所、かきのき保育所、木部谷保育所、朝倉保育所)
- ・ 子育て交流サロン
- ・ ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)
- ・ 放課後児童クラブ(蔵木、六日市保育所、六日市、朝倉、七光保育所、七日市、柿木第 1・第 2)
- ・ 行政(保健福祉課、企画課、教育委員会)

③調査方法

グループヒアリングにより実施。

④調査期間

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

⑤調査結果

別冊「調査報告書」参照

第2章 吉賀町の子ども・子育てを取り巻く環境

1. 人口等の動き

(1)人口・世帯

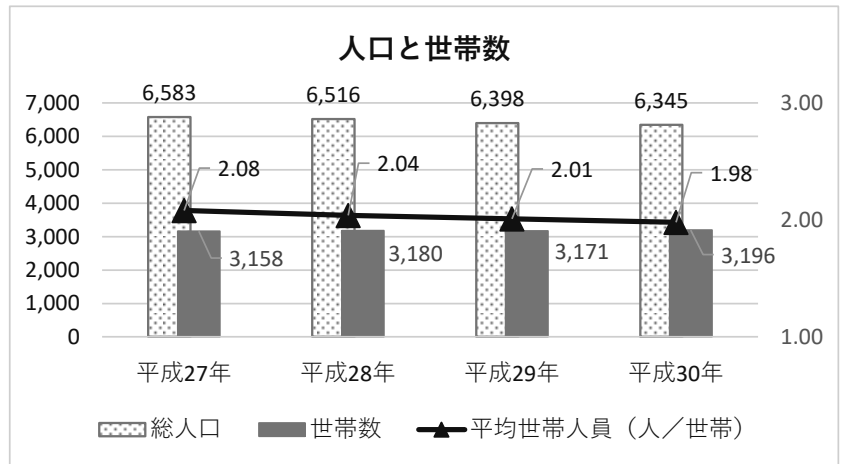
①総人口と世帯数

平成30年の吉賀町の人口は6,345人で、平成27年の6,583人と比較して、3年間で238人減少しています。一方、世帯数は増減を繰り返し、平成30年には3,196世帯となり、平均世帯人員が1.98人と2人を割り込みました。

●総人口と世帯数

年	総人口	世帯数	平均世帯人員
平成27年	6,583	3,158	2.08
平成28年	6,516	3,180	2.04
平成29年	6,398	3,171	2.01
平成30年	6,345	3,196	1.98

〈出典〉住民基本台帳人口
(各年1月1日現在)



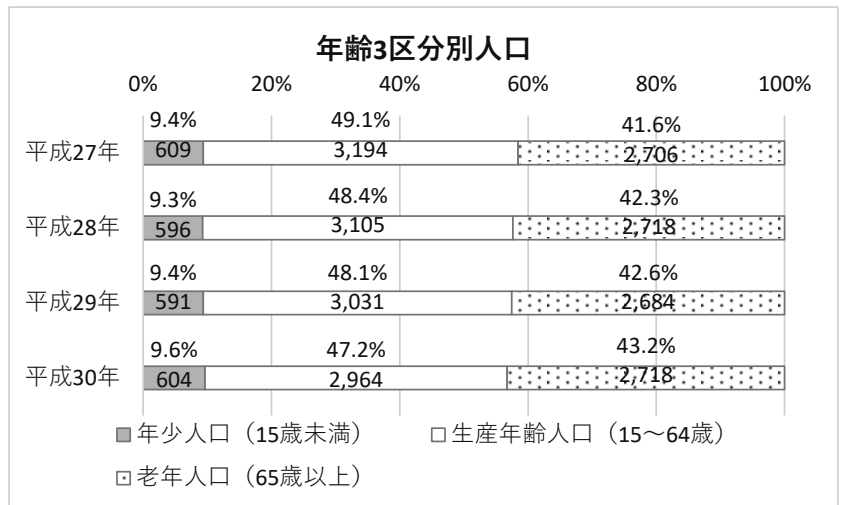
②年齢3区分別人口

吉賀町の人口を年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は平成27年以降、600人前後で維持されています。15歳～64歳の生産年齢人口はやや減少傾向にあり、これに伴って65歳以上の老年人口割合が高まっており、平成30年には43.2%と高い高齢化率を示しています。

●年齢3区分別人口構成

年	年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成27年	609	3,194	2,706
平成28年	596	3,105	2,718
平成29年	591	3,031	2,684
平成30年	604	2,964	2,718

〈出典〉吉賀町 住民記録 年齢別人口集計表(各年3月31日)



(2)人口動態

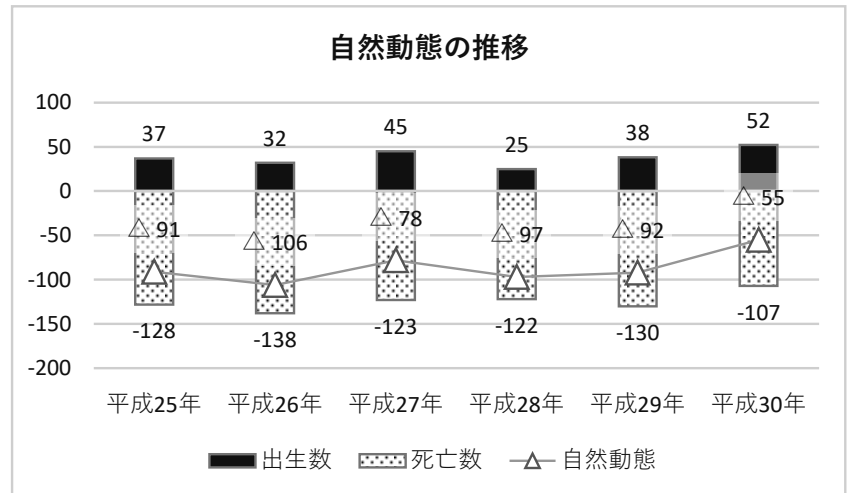
①自然動態の推移

平成25年以降の自然動態では、死亡数が出生数を大きく上回る傾向が続いています。しかし、平成28年を底に、出生数が増加に転じています。これは、第1期子ども・子育て支援事業計画の実施が平成27年度からスタートしており、精査が必要ですが、取り組みの成果によるものとも推察されます。

●自然動態 (人)

年	出生数	死亡数	自然動態
平成25年	37	-128	△ 91
平成26年	32	-138	△ 106
平成27年	45	-123	△ 78
平成28年	25	-122	△ 97
平成29年	38	-130	△ 92
平成30年	52	-107	△ 55

〈出典〉島根の人口移動と推計人口
(島根県政策企画局統計調査課)



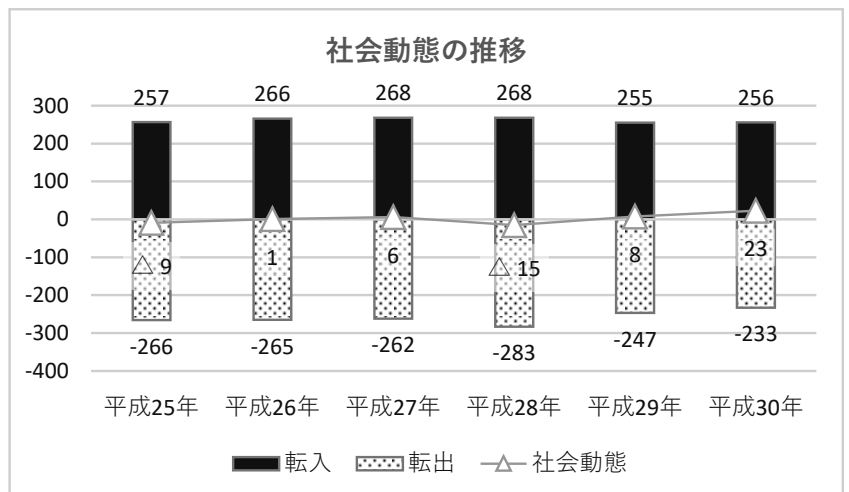
②社会動態の推移

社会動態では、平成25年と平成28年を除いては、転入が転出を上回っており、UIターンの積極的な取り組みや、子育て支援を含め、住民が定着するための各種サービスが吉賀町の人口維持に貢献していることが考えられます。

●社会動態 (人)

年	転入	転出	社会動態
平成25年	257	-266	△ 9
平成26年	266	-265	1
平成27年	268	-262	6
平成28年	268	-283	△ 15
平成29年	255	-247	8
平成30年	256	-233	23

〈出典〉島根の人口移動と推計人口
(島根県政策企画局統計調査課)



(3)未婚率

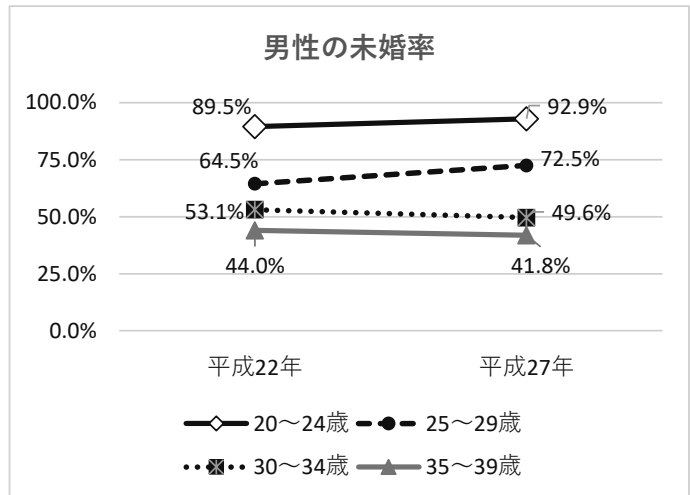
吉賀町における男女別の未婚率について、平成22年と平成27年を比較すると、男女とも20歳～24歳、25歳～29歳は未婚率がわずかに上昇しています。特に、25歳～29歳の男性は92.9%と高い割合を示しています。

一方、30歳以降では、平成22年と27年との比較では、未婚者数は男女とも減少しています。

●男性の未婚者数と未婚率 (人、%)

(未婚者数) (未婚率)	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成22年	85 89.5%	78 64.5%	69 53.1%	74 44.0%
平成27年	78 92.9%	87 72.5%	62 49.6%	59 41.8%

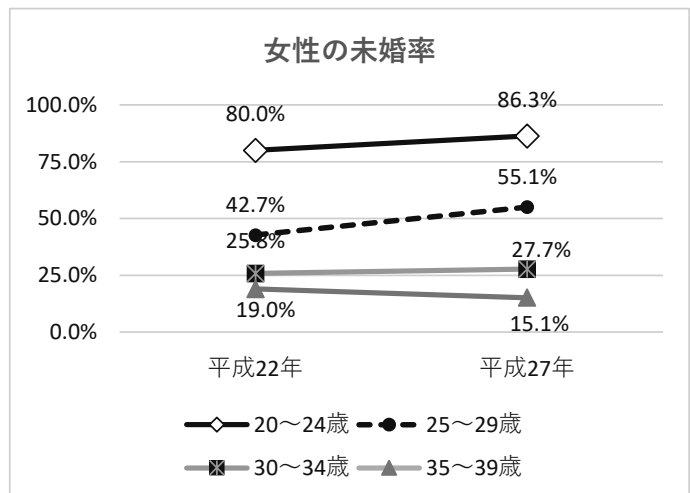
<出典>国勢調査



●女性の未婚者数と未婚率 (人、%)

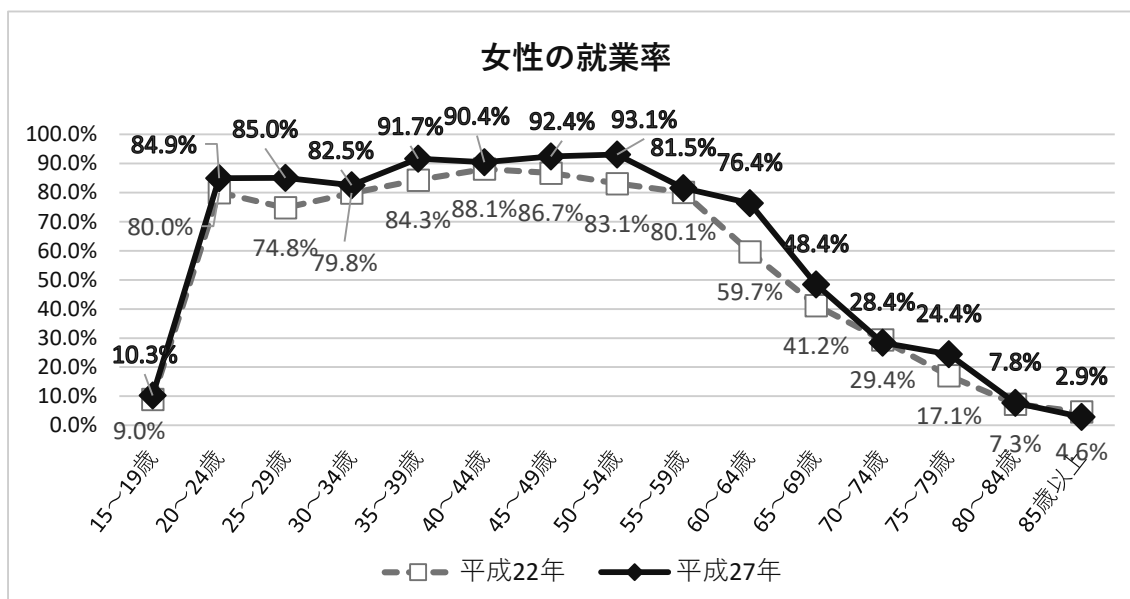
(未婚者数) (未婚率)	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成22年	64 80.0%	44 42.7%	32 25.8%	29 19.0%
平成27年	63 86.3%	49 55.1%	28 27.7%	18 15.1%

<出典>国勢調査



(4)女性の就業状況

吉賀町における女性の就業率は、平成22年から平成27年にかけてほとんどの年代で上昇しており、女性の就労が進んでいることが分かります。生産年齢人口である15歳～64歳の就業率は、平成27年には81.4%であり、全国の64.6%と比較しても高い割合となっています。また、一般的にM字カーブと呼ばれ、下がる傾向にある出産・育児期の女性就業率も8割を超えている状況にあります。吉賀町では、生産年齢期のほとんどの女性が就労しており、職場を含めた地域社会における子育て支援が重要となっています。



(5) 幼児人口構成の推移

吉賀町の幼児人口構成について、人口減少が続く中、幼児人口についても平成 17 年の町村合併以後から約 10 年間は減少傾向でしたが、平成 27 年の出生数が大きく増加した影響もあり、平成 30 年の幼児人口は大きく増加しています。また、平成 30 年は 0 歳児が 55 人であり、町村合併以降最多となっています。

● 幼児人口構成の推移

(単位: 人)

年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成17年	43	48	38	43	57	48	277
平成18年	50	47	36	45	51	46	275
平成19年	33	49	50	38	44	49	263
平成20年	39	35	50	51	38	43	256
平成21年	45	42	36	50	52	39	264
平成22年	29	53	41	38	49	54	264
平成23年	31	31	55	41	37	47	242
平成24年	27	32	30	54	40	35	218
平成25年	34	30	33	29	52	44	222
平成26年	33	35	30	29	28	49	204
平成27年	34	41	36	33	30	25	199
平成28年	43	36	37	36	34	30	216
平成29年	27	45	37	35	40	35	219
平成30年	55	29	46	40	36	39	245
平成31年	32	54	30	44	41	36	237
平均値	37	40	39	40	42	41	240

※年齢別人口集計表(税務住民課)による

※H17年は12月31日を基準で、その他は3月31日を基準としている

(6) 出生数・妊産婦の状況

出生数については、平成27年度及び平成29年度において大きく増加しており、子育て支援施策の効果が伺えます。

出産数が増加している直近4箇年の状況を比較してみると、特に平成29年度において多子及び30歳台後半による出産が増加しています。

安心して子育てができる、手厚い子育て支援施策等を継続して実施することが重要となっています。

● 出生数の推移 (単位:人)

年 度	総人口	15歳未満	出生数
平成21年度	7,063	776	32
平成22年度	6,997	750	30
平成23年度	6,888	721	28
平成24年度	6,768	679	34
平成25年度	6,757	658	35
平成26年度	6,604	617	36
平成27年度	6,509	609	42
平成28年度	6,419	596	27
平成29年度	6,306	591	51
平成30年度	6,286	604	32
平成31年度	6,218	593	38

※年齢別人口集計表、事務報告書(税務住民課)による

※各年度の総人口及び15歳未満人口は、3月31日を基準としている

※各年度の出生数は、3月31日を基準としている

※平成31年度の出生数は見込みとしている

● 多子等出生状況 (単位:人、%)

年 次	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	合計
平成27年度	17	13	10	2	0	42
	40.5%	31.0%	23.8%	4.8%	0.0%	100.0%
平成28年度	16	6	3	1	1	27
	59.3%	22.2%	11.1%	3.7%	3.7%	100.0%
平成29年度	21	18	8	2	2	51
	41.2%	35.3%	15.7%	3.9%	3.9%	100.0%
平成30年度	11	14	4	3	0	32
	34.4%	43.8%	12.5%	9.4%	0.0%	100.0%

<出典>吉賀町保健福祉課

● 妊婦の出産時の年齢 (単位:人、%)

年 次	~20才未満	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40才~	合計
平成27年度	0	6	11	19	4	2	42
	0.0%	14.3%	26.2%	45.2%	9.5%	4.8%	100.0%
平成28年度	0	5	13	4	4	1	27
	0.0%	18.5%	48.1%	14.8%	14.8%	3.7%	100.0%
平成29年度	0	8	12	13	13	5	51
	0.0%	15.7%	23.5%	25.5%	25.5%	9.8%	100.0%
平成30年度	0	1	12	10	6	3	32
	0.0%	3.1%	37.5%	31.3%	18.8%	9.4%	100.0%

<出典>吉賀町保健福祉課

(7) 移住による状況

移住による状況について、平成 28 年度に未就学児及び小学生から高校生を含む移住者数が突出している状況です。平成 29 年度は移住世帯数や移住者数について減少していますが、平成 30 年度において移住世帯数や移住者数について増加しています。

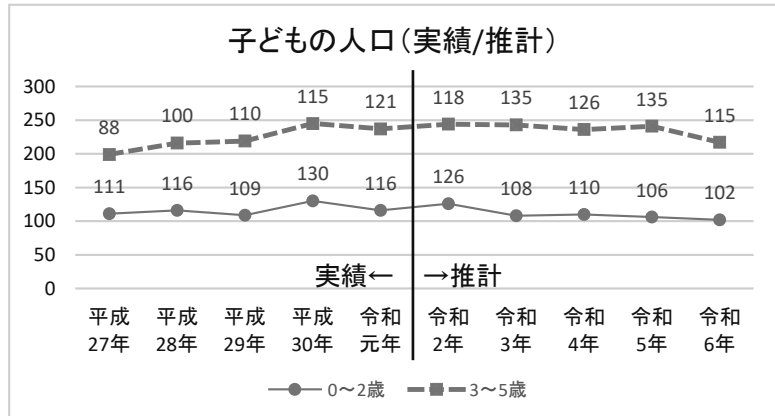
● 移住者に関する資料

年度	相談件数	移住世帯数	移住者数	年齢別			
				未就学児	小～高生	20代～30代	40代～
平成23年度	63	12	29	2	3	15	9
平成24年度	87	8	9	0	0	4	5
平成25年度	100	8	16	5	0	5	6
平成26年度	127	12	21	4	0	9	8
平成27年度	148	17	25	4	2	10	9
平成28年度	65	12	32	10	5	13	4
平成29年度	80	10	18	2	1	6	9
平成30年度	89	16	24	1	0	16	7

<出典>吉賀町企画課

(8) 就学前の子どもの人口推計

今後 5 年間の吉賀町の就学前の子どもの人口は、推計結果によると、急激な変化は見込まれませんが、全体としてゆるやかな減少傾向にあります。



	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	199	216	219	245	237	244	243	236	241	217
0～2歳	111	116	109	130	116	126	108	110	106	102
0歳	34	43	27	55	32	37	36	34	33	32
1歳	41	36	45	29	54	33	38	37	35	34
2歳	36	37	37	46	30	56	34	39	38	36
3～5歳	88	100	110	115	121	118	135	126	135	115
3歳	33	36	35	40	44	30	56	34	39	38
4歳	30	34	40	36	41	47	32	60	36	41
5歳	25	30	35	39	36	41	47	32	60	36
6～11歳	270	250	234	221	224	218	208	233	237	266
6歳	50	23	32	33	38	36	40	48	32	60
7歳	44	50	26	31	33	39	37	41	50	33
8歳	33	43	53	26	32	34	40	38	43	52
9歳	45	33	44	51	25	32	34	40	38	43
10歳	56	45	35	44	51	25	32	34	40	38
11歳	42	56	44	36	45	52	25	32	34	40

※人口の推計にあたっては、実績として、「住民基本台帳」を用いた。

※これをもとに、直近3年のコーホート変化率を基に推計した。

※出生の見込みは、婦人子ども比を基に算出した。

2. 子育て支援施設や事業等の状況

(1) 保育所(認可保育所・小規模保育所)の現状

平成27年度以前の保育所の現状は、少子化の進行により、保育所入所児童数は年々減少し、定員割れが続いていました。そのため、定員削減をしながら運営を維持していました。

その後、保育料無償化の影響もあり、平成28年度から0歳児の入所者が大きく増加し、年間平均利用児童数においても平成30年度及び平成31年度で200人を超えるとともに、段階的に減少していた定員数も増加傾向となっています。

●入所状況(年間平均利用児童数) (単位:人)

保育所名	保育所					小規模保育所			合計
	双葉	六日市	七光	かきのき	町外	木部谷	朝倉	町外	
平成24年度	51	33	37	41	2	4	8	0	176
平成25年度	51	26	35	41	2	4	10	0	169
平成26年度	56	21	40	41	1	5	9	0	173
平成27年度	60	18	40	32	1	4	9	0	164
平成28年度	69	24	36	37	2	6	8	0	182
平成29年度	66	39	35	40	2	5	6	0	193
平成30年度	65	47	39	42	2	6	5	0	206
平成31年度	58	51	45	43	2	4	1	2	206

※平成31年度は10月1日までの平均利用人数

●定員数(各年度4月1日現在の定員) (単位:人)

保育所名	保育所				小規模保育所		合計
	双葉	六日市	七光	かきのき	木部谷	朝倉	
平成24年度	45	45	45	45	30	30	240
平成25年度	45	30	45	45	30	30	225
平成26年度	50	20	40	40	30	30	210
平成27年度	50	20	40	30	12	12	164
平成28年度	60	20	40	30	12	12	174
平成29年度	60	30	30	40	12	12	184
平成30年度	60	40	30	40	12	12	194
平成31年度	60	40	40	40	12	12	204

●年齢別入所状況(各年度3月1日現在の年齢) (単位:人)

保育所名	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	合計
平成24年度	18	48	46	69	181
平成25年度	16	44	21	81	162
平成26年度	38	49	25	68	180
平成27年度	24	65	28	47	164
平成28年度	38	65	28	54	185
平成29年度	23	75	36	60	194
平成30年度	41	69	35	66	211
平成31年度	20	78	43	75	216

※各年度の入所状況は、3月1日を基準としている

※小規模保育所児童は除いている

※平成31年度は10月1日現在

(2) 保育料無償化による影響

平成26年度から段階的に開始した保育料無償化について、平成26年度から0歳、1・2歳児からの保育所入所が著しく増加し、平成28年度には0歳児の定員超過のため年度途中から0歳児の入所ができない保育所も発生する状況となっています。

低年齢からの保育所入所によって、母親が出産後早期の就労が可能となり町内全体の労働力不足を解消している効果があります。

一方で、早期に保育所に預け共働きしなければ家計の生計維持が困難である世帯が多い実態もあり、就労と育児の両立が十分可能な労働環境を整えていく必要があるとともに、慢性的な保育士不足についても大きな課題となっています。

(3) 放課後児童クラブの現状

小学校の生徒数は年々減少しているが、保護者の就労の多様化、長時間勤務等の影響により、家庭での保育機能が減少し、年々利用率が高まっています。

平成26年度から町内6か所において、新制度への移行期間として4年生以降も受入れを開始したため、利用者数が増加しています。また、平成27年度及び平成29年度に各1か所を新たに設置し現在は8か所で運営しています。

なお、保育料の無償化と同様に平成27年度から放課後児童クラブ利用料についても無償化しています。

●放課後児童クラブ年度別登録者数 (単位:人)

放課後児童クラブ名	蔵木	六日市保育所	六日市	朝倉	七光	七日市	柿木第1	柿木第2	合計
平成24年度	13	—	36	13	—	33	27	—	122
平成25年度	15	—	42	12	—	37	23	—	129
平成26年度	15	19	37	15	—	38	42	—	166
平成27年度	13	16	37	15	—	42	15	38	176
平成28年度	9	24	31	12	—	41	20	27	164
平成29年度	10	31	21	15	19	19	14	38	167
平成30年度	11	22	37	17	16	12	14	31	160
平成31年度	14	27	33	23	16	17	14	35	179

※各年度の利用状況は、3月31日を基準としている

※平成31年度は10月1日現在

3. 第1期吉賀町子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

(1) 安心して子どもを生み育てられ健やかに成長できるまちづくり

①これから大人になる子どもたちへの取り組み

この分野における成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 喫煙・飲酒については、社会環境の背景もあり、学校や関係機関における取り組み成果が見られる。 ○ 関係機関や保護者とのつながり、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・カウンセラーとの連携など、子どもを支援する体制が整えられた。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事・睡眠・飲酒などに関して、家庭における取り組みが重要であり、今後、保護者に対する取り組み支援が求められる。

②安全に妊娠し、出産するための取り組み

この分野における成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健診や個別支援など、妊娠・出産・育児に対する各種支援施策の展開により、平成27年度以降の出生数が伸びており、安心して出産・育児できる環境が整えられた成果が見られる。 ○ ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)を開設し、妊婦に対する支援体制が整えられた。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不育症治療費助成など、利用されていない制度について、周知が必要。

③子どもの健康や発達を支援する取り組み

この分野における成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ きらきら広場(親子遊び場教室)や療育通所等、支援の必要な子どもや保護者への事業が整えられ、保護者からも好評を得ている。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に小児科がないことにより、保護者をはじめ、保育所においても不安が残されている。 ・ 支援の必要な子どもに対して、個々の支援(制度)が複雑化している。

④楽しく子育てできるための取り組み

この分野における成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)の開設により、子育て支援が充実。妊娠から出産・育児へ切れ目ない支援をコーディネートできるようになった。 ○ 健診や訪問など各機会を捉え、相談や支援への橋渡しを行っている。 ○ 子育て支援ヘルパーによる早期介入を行い、虐待や育児放棄の未然防止や産後ケア等に効果があった。
------------	---

残された課題	<ul style="list-style-type: none"> 子育て交流サロンは、健診の場と隣接するなど、利用者が訪れやすい場所が望ましい。また、六日市地区ベースのため、柿木地区の利用者には距離が課題。 子育てや仕事でストレスを抱えやすい環境に置かれる保護者もあり、子育てへより積極的に向き合う支援が必要。
--------	---

⑤子どもの健康づくりの取り組み

この分野における成果	○ 生活習慣病予防対策として、生活リズムや食の大切さ、メディアへの接触について、夏休みの取り組み、食事への関心の向上、給食の地元食材利用やアレルギー対応など、各種取り組みが進められている。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において、生活リズムや食についての取り組みに差があり、また、課題の見られる家庭が固定化している。 睡眠やメディア接触の問題に関して、低年齢化の傾向にある。 う歯の未治療者、妊婦の歯科検診の未受診者が多い。

(2)子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

①地域における子育て支援、子育て費用負担軽減の取り組み

1)保育所等の定期的な利用

この分野における成果	○ 保育の量、保育の施設・設備、一時保育・休日保育・病後児保育・障がい児保育などの充実により、保育環境を整えてきた。出生数増加にもつながり、一定の成果を上げている。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> 保育所児童数と保育士の必要数が連動することから、安定した保育所運営と保育士の確保や処遇が課題である。 保育士の新規採用が難しいなか、処遇改善や保育士に対する社会の意識などを改善していくことも必要。

2)休日保育等

この分野における成果	○ 町内の各保育所において、休日保育や延長保育の体制が整えられた。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> 休日保育や延長保育にあたっては、保育士や保育所運営において、負担が生じる。

3)病児・病後児のための保育施設等の利用希望

この分野における成果	○ 町内2か所で病後児保育を提供する環境が整った。
残された課題	<ul style="list-style-type: none"> 病後児保育の体制維持が課題。

4)一時預かり等

この分野における成果	○ 町内の各保育所で一時預かり事業を無償で実施。
残された課題	・ 保育士の配置、保育士不足など、保育所の運営に影響が生じる。

5)子育て費用の負担軽減

この分野における成果	○ 保育料や医療費の無償化をいち早く進めたことで、保護者にとっての大きな安心感となり、低年齢児(0歳)の利用が増え、出生数の増加にもつながっている。
残された課題	・ 安定した財源の確保。

6)放課後児童クラブ等

この分野における成果	○ 利用料無償化の影響もあり、登録者数、利用者数とも増加。特に小学校低学年で利用ニーズが高くなっている。 ○ 放課後サクラマス教室により、放課後子どもプランへの取り組みが進められている。 ○ 長期休暇期間中については、高学年になっても一定の利用ニーズがある。
残された課題	・ 施設の規模や室内のスペースや室外の遊び場、また道具などが不足。 ・ 地域との連携をもっと深めていきたい。

7)子育て費用の負担軽減(小学校児童)

この分野における成果	○ 保育所保育料、放課後児童クラブ利用料、小中学校給食費、医療費の無償化については、経済的理由以外にも、安心感や食の充実、定住促進へ効果があると認識されている。
残された課題	・ UIターン助成については、費用対効果を検証し、見直しが必要。

②仕事と子育ての両立支援の取り組み

この分野における成果	○ 保育所の受入れ体制充実など、子育て環境が整備されており、多くの場合、育児休業した母親が早い段階で職場へ復帰している。
残された課題	・ 育児休業中に、希望より早く職場へ復帰しており、子育てに十分携わることのできる家庭・職場・社会における環境づくりが今後の課題である。 ・ 県の子育て応援企業認定になるには、企業における代替職員の確保が必要であり、雇用者確保が課題。

(3)子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくり

①子どもの安心・安全支援の取り組み

この分野における成果	<ul style="list-style-type: none">○ サクラマスプロジェクト推進に向けて、推進協議会の設置が完了し、今後の取り組みへの基盤が整った。○ 小学校において、スクール・ソーシャル・ワーカーの配置により、相談体制が整っている。○ 障がいのある子どもに対して、保育士、特別支援コーディネーター、指導主事、スクール・ソーシャル・ワーカー等の支援体制が整えられている。○ 学校図書館への司書の配置や複式学級への教員配置、学習支援コーディネーター、スクール・カウンセラーなど、教育の現場に人材が配置されている。○ 県の制度活用により、指導主事、社会教育主事が配置されており、吉賀町の学校教育及び社会教育に貢献している。
残された課題	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外、屋内(雨天時)の広々とした遊び場が求められている。

4. 各種事業の確保量と実績

①幼稚園・認定こども園

【現状】

町内には、幼稚園や認定こども園は設置されていませんが、ニーズが極めて低いことから、各保育所の認定こども園への移行等は行っていません。

また、3歳以上の1号認定児童については、特例で保育所の利用が可能であり、支障のない対応が可能となっています。

【見込みと実績】

■幼稚園・認定こども園

(単位:人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	1	2	2	2	2
1号認定	1	2	2	2	2
2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	1	2	2	2	2
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(平均利用者数)	0	6	3	0	

②私立保育所(通常保育)・地域型保育(小規模保育)

【現状】

平成27年度以前は少子化の進行により、保育所の定員削減を行って運営してきました。しかし、その後0歳児の入所が大きく増加し、見込みを上回る利用者数となっています。

【見込みと実績】

■私立保育園(通常保育)・地域型保育(小規模保育)

(単位:人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	148	155	159	164	161
2号認定	80	86	90	96	96
3号認定(0歳)	20	20	19	19	17
3号認定(1・2歳)	48	49	50	49	48
②確保方策	163	162	162	172	172
提供不足(②-①)	15	7	3	8	11
実績(平均利用者数)	163	182	193	205	

③小規模保育所について

【現状】

小規模保育については、地域と共に運営されてきましたが、就労状況などの変化に伴い、利用者数は減少しています。

【見込みと実績】

■小規模保育所

(単位:人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	16	16	16	16	16
木部保育所	6	6	6	6	6
朝倉保育所	10	10	10	10	10
②確保方策	24	24	24	24	24
提供不足(②-①)	8	8	8	8	8
実績(平均利用者数)	13	13	11	11	

④延長保育事業について

【現状】

延長保育は、町内の一部の保育所で実施されていますが、利用者数は限られています。

【見込みと実績】

■延長保育事業

(単位:述べ人数)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	17	18	18	19	18
②確保方策	0	0	0	0	0
提供不足(②-①)	17	18	18	19	18
実績(平均利用者数)	1	4	3	5	

⑤地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン・子育て支援センター)

【現状】

助産師の雇用による相談機能の充実や利用者ニーズに応えた活動などにより、登録者数も増加傾向にあります。

【見込みと実績】

■地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン・子育て支援センター)

(単位:述べ人数)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	820	820	830	805	770
子育て交流サロン	800	800	810	785	750
子育て支援センター ぽけっと	20	20	20	20	20
②確保方策	820	820	830	805	770
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(延べ利用者数)	1,165	900	730	930	

⑥一時預かり事業(保育所における一時保育)

【現状】

法人保育所4か所及び小規模保育所2か所で一時預かりを無償で行っており、利用者は増加傾向にあります。

【見込みと実績】

■一時預かり事業(保育所における一時保育)

(単位: 述べ人数)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	250	230	220	220	210
②確保方策	250	230	220	220	210
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(延べ利用者数)	535	684	617	766	

⑦病児・病後児保育事業

【現状】

平成26年度までは病後児保育を提供する保育所は七光保育所のみでしたが、平成27年度より六日市保育所で病後児保育事業が開始され、町内では2か所で提供しています。

【見込みと実績】

■病後児保育事業

(単位: 述べ人数)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	30	40	50	50	50
②確保方策	30	40	50	50	50
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(延べ利用者数)	40	22	19	17	

⑧放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【現状】

平成26年度は5校区・6か所で実施していましたが、平成27年度からは5校区・7か所、平成29年度からは5校区・8か所で実施しています。

【見込みと実績】

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位:人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	187	181	169	168	172
蔵木	14	12	13	13	13
六日市	54	43	41	52	58
六日市保育所	18	19	13	16	12
朝倉	16	18	15	13	19
七日市	41	45	40	38	36
柿木	44	44	47	36	34
②確保方策	187	181	169	168	172
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(登録者数)	168	154	162	160	176
蔵木	12	8	8	11	14
六日市	37	29	19	38	33
六日市保育所	16	22	30	21	27
朝倉	13	12	14	17	22
七日市	39	37	19	12	17
七光保育所	-	-	18	16	16
柿木	51	46	54	45	47

⑨利用者支援事業

【現状】

平成29年にびよびよ(子育て世代包括支援センター)を開設し、相談・助言や関係機関との連絡・調整に取り組んでいます。

【見込みと実績】

■利用者支援事業

(単位:箇所)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(箇所数)	0	0	1	1	

⑩子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

【現状】

これまでニーズ量は極めて少なく、本町単独で基盤を整えることが困難であることから、実施していません。

【見込みと実績】

未実施

⑪子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【現状】

これまでニーズ量は極めて少なく、本町単独で基盤を整えることが困難であることから、実施していません。

【見込みと実績】

未実施

⑫妊婦に対する健康診査

【現状】

妊婦健診では14回分の受診券により助成を行うほか、通院交通費を全額助成しています。ほとんどの妊婦が健診を定期的を受けています。

【見込みと実績】

■妊婦健康診査事業

(単位: 述べ人数)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	338	329	320	310	291
②確保方策	338	329	320	310	291
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(延べ利用者数)	528	565	616	425	

⑬乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

【現状】

本町では、地区担当保健師により、乳児のいるすべての家庭を訪問しています。

【見込みと実績】

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

(単位: 人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	36	35	34	33	31
②確保方策	36	35	34	33	31
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(利用者数)	44	29	49	31	

⑭ 養育支援訪問事業

【現状】

ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)を中心に妊娠期から育児期まで細やかに対応し、事業の認知も広がり、訪問利用件数は増加しています。

【見込みと実績】

■ 養育支援訪問事業

(単位:人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	30	30	30	30	30
提供不足(②-①)	0	0	0	0	0
実績(訪問利用者数)	5	22	27	50	

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、 生きること喜びを感じるまちづくり

吉賀町では、「次世代育成支援対策行動計画」及び「第1期子ども・子育て支援事業計画」において、「安心して子どもを生み、親子が明るくのびのびと育ち、生きること喜びを感じるまちづくり」を基本理念とし、親が親として育ち、子どもたちが明るくすくすくと育つ誇りの持てる町として取り組みを行ってきました。「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、この基本理念を踏襲し、以下の理念のもと、取り組みを進めていきます。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。

そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

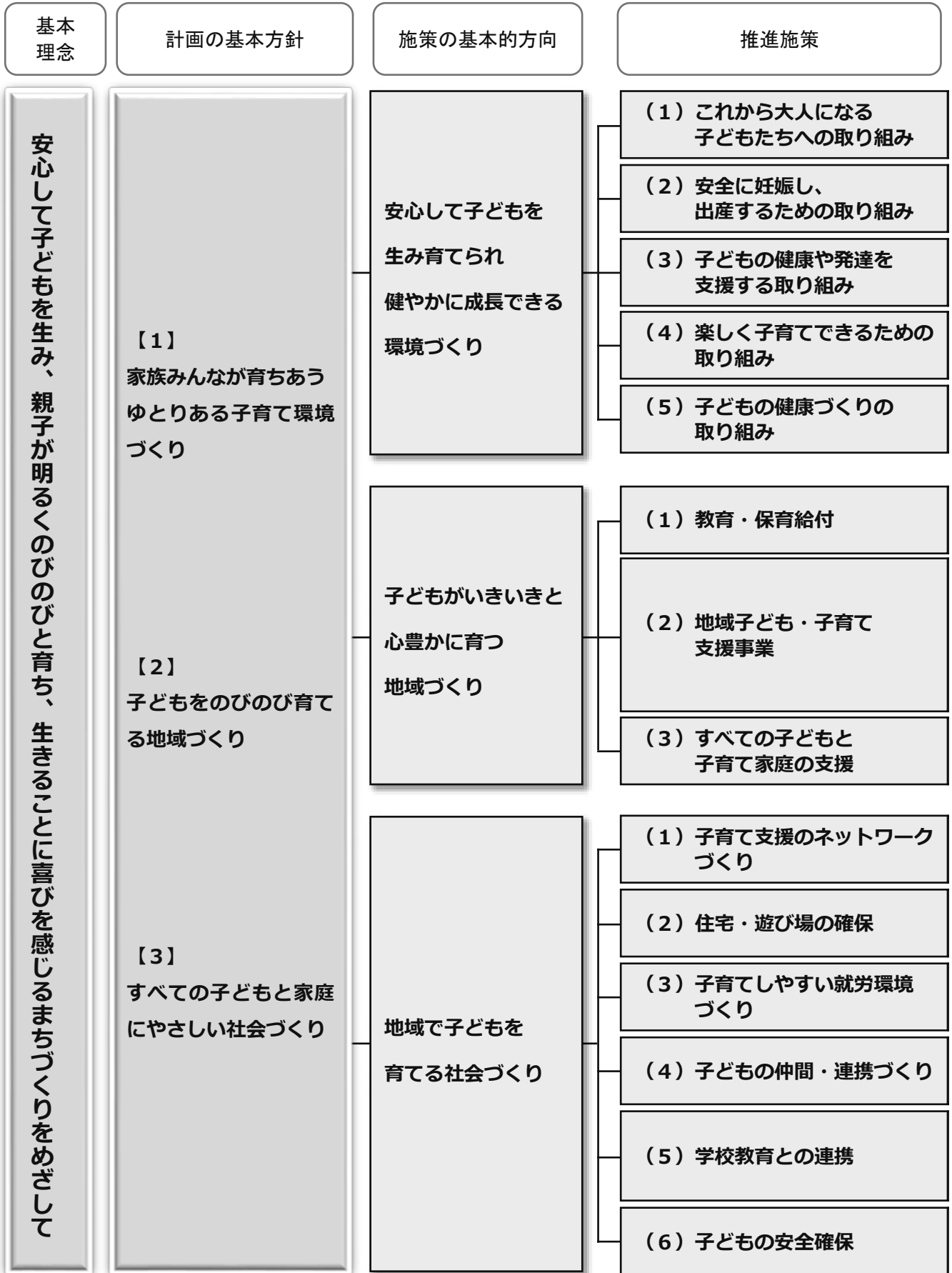
吉賀町は、子どもたちの成長をまちづくりの大きな柱として先駆的に取り組みを進めてきました。今後はさらに関係機関やさまざまな担い手との連携・協働のもと、吉賀町の特性とこれまでの実績を活かして、人にやさしいまちづくりと地域づくりをめざして、児童の健全育成と子育て支援事業を進めていきます。

2. 計画の基本方針

本計画では、基本理念の実現をめざすために、「第1期子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、以下の3つを基本方針とします。

【基本方針－1】 家族みんなが育ちあう ゆとりある子育て環境づくり	安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てられるよう、家庭における子育てを支援します。親が親として育つよう、地域の協力を得ながら「親育ち」を支援していきます。
【基本方針－2】 子どもをのびのび育てる 地域づくり	地域において互いに声を掛け合い、見守り、支え合うことにより、安心して子育てできる「地域育ち」を推進します。また、関係機関における連携体制を充実します。
【基本方針－3】 すべての子どもと家庭に やさしい社会づくり	取り残される子どもたちや家庭のないように、一人ひとりに寄り添うきめ細やかな支援に努めます。

3. 施策の体系



具体的施策

①思春期の健康と性 ②思春期の心 ③喫煙・飲酒

①妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保 ②不妊への支援

①早産児・低出生体重児の減少 ②小児の健康管理と医療体制の推進 ③未熟児や医療的ケアを必要とする児への支援 ④発達障がい等、特別な支援を必要とする児の早期発見と支援の推進

①子どもの心の発達と育児不安への支援 ②子どもの虐待予防対策と育児環境の整備

①生活習慣病予防対策 ②歯科保健対策

①私立保育所（通常保育） ②地域型保育（小規模保育）

①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦に対する健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業(未) ⑦子育て援助活動支援事業(未)
⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(未) ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業(未)
⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(未)

①児童手当の給付 ②特別児童扶養手当の給付 ③子ども等医療費の助成 ④保育料等の軽減
⑤児童扶養手当 ⑥母子寡婦父子福祉資金貸し付け

①地域子育て支援拠点事業(再掲) ②子育てサークル、ボランティアの育成・支援
③利用者支援事業（再掲）

①住宅確保のための支援 ②子どもの遊び場の確保

①就労環境についての企業への働きかけ ②子育て支援ヘルパー事業

①子どもの居場所づくり ②異世代交流の推進 ③スポーツを通じた交流促進
④生涯学習を通じた子育て・子育ての支援

①地域に開かれた学校づくりの推進 ②地域における青少年健全育成活動の支援
③豊かな心を育成する教育相談体制の整備 ④子どもを生き育てることの喜びを学ぶ次代の親の育成
⑤障がいのある子どもの就学体制の充実 ⑥学校図書の実用

①通学路の安全確保 ②子どもの交通安全教室の推進 ③チャイルドシートの普及・啓発
④子どもを犯罪等から守る取り組み

第4章 計画の推進

1. 安心して子どもを産み育て、健やかに成長できる環境づくり

(1)これから大人になる子どもたちへの取り組み

①思春期の健康と性

【現状と課題】

- ・ 性に関する教育は、吉賀町内全ての中学校及び高校で行われています。「いのちの授業」では、生まれてきた喜びや命の尊さを知ることができ、参観日に行くことで保護者への理解も促しています。
- ・ 性について相談できる相手がいる中学生は、平成30年度には男子が31.8%、女子が50.0%であり平成24年度の調査と比較すると、減少の傾向にあります。

■性に関する教育を実施する中学校、高校

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
学校 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■性について相談できる相手がいる中学生

	H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
男子 (%)	34.6	16.0	—	—	31.8
女子 (%)	69.0	80.9	—	—	50.0

【方針】

- ・ 性感染症や人工妊娠中絶、望まない妊娠を避けるため、学校や地域において、性に関する正しい知識を身に付け、命の大切さを学ぶ機会を充実します。
- ・ 思春期の性や妊娠について、身近な人に気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組みます。また、相談窓口のPRを充実します。

②思春期の心

【現状と課題】

- ・ 10歳代の自殺死亡率は、全県では低下していませんが、吉賀町では0で推移しています。
- ・ スクール・ソーシャル・ワーカーやスクール・カウンセラーを配置し、校内支援委員会の開催や要対協の会議を開催して相互に連携が図られていることにより、児童生徒への理解を深めることができています。
- ・ 保護者に対してスクール・カウンセラーを案内し、支援へのアドバイスをを行っています。
- ・ 関係機関と保護者とのつなぎをつくり、効果を上げています。

■10代の自死数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
自死数 (人)	0	0	0	0	0

【方針】

- ・ スクール・ソーシャル・ワーカー、スクール・カウンセラーを配置し、子どもの心の問題に寄り添い、学校、地域、医療機関及び行政等の関係機関が連携して、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ 「心の電話相談」「いのちの電話」「いじめ 110 番」「子どもと家庭電話相談室」「チャイルドライン」「子どもほっとラインもしもしにゃんこ」など、子どもに関する専用電話相談の周知を図ります。
- ・ 引き続き、自死予防のための啓発活動の強化を図り、ハイリスクケースについては、関係者で連携して支援します。
- ・ 関係者の資質向上研修を継続して実施します。

③喫煙・飲酒

【現状と課題】

- ・ 喫煙・飲酒に関する教育は、町内すべての小中学校で行われています。映像を交えた話など効果を上げています。
- ・ 「空気のきれいな施設や乗り物の登録」施設数は増加しており、今後とも着実な登録数の増加が求められます。
- ・ 中学生の喫煙経験は、減少の傾向にあり、平成 30 年度には女子は 0%になりました。
- ・ 子どもの前で喫煙する保護者の割合は、特に 3 歳児の保護者で低下しています。

■喫煙・飲酒に関する教育を実施する小中学校

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小中学校 (校)	7	7	7	7	7

■「空気のきれいな施設や乗り物の登録」数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録数 (箇所)	71	77	77	87	98

■中学生の喫煙経験

	H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
男子 (%)	4.8	1.4	—	—	1.6
女子 (%)	2.2	0.0	—	—	0.0

■子どもの前で喫煙する保護者

	H24 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
乳児保護者 (%)	7.7	0.0	16.6	0.0	5.1
3 歳児保護者 (%)	11.1	18.5	11.5	3.3	2.0

■中学生の飲酒経験

	H24 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
男子 (%)	57.1	38.0	—	—	24.1
女子 (%)	58.9	23.9	—	—	23.0

【方針】

- ・ 喫煙・飲酒に関する教育については、小中学校での普及啓発を継続して行います。
- ・ 児童は、保護者が喫煙することに対して嫌悪感を持っていることが多く、大人になって最初の 1 本を吸わないように発達段階に応じた指導を行っていきます。
- ・ 「空気のきれいな施設や乗り物の登録事業」を一層推進し、タバコの煙から子どもたちを守る環境整備に努めます。

(2)安全に妊娠し、出産するための取り組み

①妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

【現状と課題】

- ・ 近年、妊婦の死亡は見られていません。
- ・ 妊娠 11 週までの届出は、平成 30 年度は 100%に達しています。
- ・ 妊婦の出生時の年齢を見ると、30 歳代の出産の割合が高くなる傾向にあります。
- ・ 平成 29 年度に、びよびよ(子育て世代包括支援センター)が開設したことにより、妊娠期から産後の母子の支援が充実しました。特に、妊娠 34 週と産後 2 週間後の全ケース訪問を実施しており、Bプラン及びDプランケース^{*1} に対してはきめ細かく支援を行っています。
- ・ 妊娠届出時にチェックを行い、産前・産後訪問により産後うつ¹の質問票を利用して医療機関でも実施し、情報を共有し、妊婦相談への紹介を行っています。
- ・ 妊娠届出時に特定妊婦はBプランとして管理し、医療機関と連携して支援を行っています。
- ・ 吉賀町では、妊婦健診 14 回分の助成や、妊婦健診や分娩、産後 1 か月検診等の通院交通費を 16 回を上限に助成しており、利用件数は増加の傾向にあります。

^{*1} 支援プランのこと

- ・ 妊婦～届け出時のアンケートや面接で以下の支援プランに決定
 - Aプラン：通常の支援（34 週訪問）
 - Bプラン：通常の支援に加えて、より高い頻度で訪問等の支援を行う
- ・ 産婦～妊娠中の経過や出産時の様子で以下の支援プランに決定
 - Cプラン：通常の支援（産後 2 週間、2 か月迄の訪問）
 - Dプラン：通常の支援に加えて、より高い頻度で訪問等の支援を行う

■妊婦の出産時の年齢 比率

	20歳未満	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	40歳～
平成27年度 (%)	0.0	14.3	26.2	45.2	9.5	4.8
平成28年度 (%)	0.0	18.5	48.1	14.8	14.8	3.7
平成29年度 (%)	0.0	15.7	23.5	25.5	25.5	9.8
平成30年度 (%)	0.0	3.2	38.7	32.3	16.1	9.7

■妊婦の死亡数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
妊産婦死亡数 (人)	0	0	0	0	0

■妊娠11週までの届出

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
届出割合 (%)	93.0	90.6	85.0	85.4	100.0

【方針】

- ・ ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)の機能を充実し、安心して妊娠・出産できる体制づくりを推進します。
- ・ 妊婦定期健診はほぼ受診されており、今後とも医療機関や母子保健推進員との連携をより強化し、安心して出産できる環境を整えていきます。
- ・ 妊産婦のメンタルチェックで、支援の必要なケースをフォローしており、医療機関との連携を継続して実施していきます。
- ・ Bプラン及びDプランケースへの支援を充実します。
- ・ 企業との連携等、妊娠中から仕事と両立できる仕組みづくりを検討します。
- ・ 町内の「子育て優良企業」の増加を目指し、企業への事業の周知や情報提供を図っていきます。

②不妊への支援

【現状と課題】

- ・ 吉賀町では、不妊治療費の助成を行っており、平成27年度に4件、平成28年度・29年度に各6件、平成30年度に7件の助成を行っています。
- ・ 不育症治療費の助成を行っていますが、これまで助成の実績がなく、制度の周知が必要です。

【方針】

- ・ 不妊に悩む方のために、引き続き、町や県の助成事業のPRに努め、治療が速やかに行えるよう支援します。
- ・ 不育症についての理解を深め、相談センターの周知や不育治療助成制度に関する周知を図り、治療が必要な方への支援を図ります。

(3)子どもの健康や発達を支援する取り組み

①早産児・低出生体重児の減少

【現状と課題】

- ・ 平成 27 年度～平成 30 年度の 4 年間で、低出生体重児 (2,500g未満)の割合は、平均すると 5.57%となり、それ以前の 5 年間の平均である 9.8%より低下しています。
- ・ 妊娠中の喫煙は、ほとんどみられていません。
- ・ 乳幼児突然死症候群については、予防のための啓発活動をしています。

■低出生体重児の出生率

	H21～25 年度平均	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
低出生体重児の出生率 (%)	9.8	3.3	3.7	8.0	8.0

【方針】

- ・ 特定妊婦へのフォローとして、妊娠届の際に行っている丁寧な面接を定着させていきます。
- ・ 思春期からの健康づくり・定期健診の受診推奨・妊娠期の保健指導を充実し、早産や低出生体重児の出生予防に取り組みます。
- ・ 妊婦の飲酒や喫煙を防ぎ、タバコの煙から妊婦を守るための啓発活動を継続して実施します。

②小児の健康管理と医療体制の推進

【現状と課題】

- ・ 妊婦届けの際に特定妊婦を選定して産科医療機関との連携を図っています。エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)を医療機関と共有し、連携した対応を行っています。
- ・ 乳幼児健診の受診率は、平成 29 年度までは高くなる傾向にありましたが、平成 30 年度になるとやや受診率が下がっています。健診の未受診者へのフォローが求められます。
- ・ 予防接種完了率は、いずれも 9 割程度となっており、高まる傾向にあります。
- ・ 吉賀町内に小児科がないことに対する不安の声が多く、対策が求められます。
- ・ かかりつけ医を持つことや予防接種を推奨し、小児救急電話相談 (# 8000)の紹介、高校卒業までの医療費無料化等、安心して適切な医療機関を受診するための支援策を講じています。

■乳幼児健診の受診率

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
4 か月児 (%)	91.1	95.7	100.0	97.4	89.7
1.6 歳児 (%)	96.7	77.8	80.0	100.0	95.4
3 歳児 (%)	93.1	93.1	93.1	97.3	94.2

■予防接種完了率

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
BCG (%)	100.0	100.0	115.0	144.4
MR I 期 (%)	83.3	70.6	91.8	89.7
MR II 期 (%)	83.3	100.0	90.0	94.3

※BCGの接種完了率が100%を超えているのは、対象者(4/2から翌年度4/1までの出生者)に対し、接種者(対象者に関係なく、その年度に接種した人数)が多かったため。

【方針】

- ・ 妊娠届けの際に実施している丁寧な面接を定着させ、特定妊婦へのフォローを充実します。
- ・ 乳幼児健診の未受診者に対しては、訪問や保育所等との連携を今後とも実施し、フォローを強化します。これにより、子どもの発達・健康に関する問題の早期発見・早期対応、さらに育児不安等、保護者の支援の充実を図ります。
- ・ 要指導・要精検時へのフォローや、予防接種未接種者への声掛け等、きめ細かな支援を行います。
- ・ 子どもが安心して医療を受けられるよう、小児救急医療体制の維持に努めます。また、急病時の対応についての啓発や小児救急電話相談の活用により、救急時の保護者の不安軽減や適切な医療機関の受診を促進します。

③未熟児や医療的ケアを必要とする児への支援

【現状と課題】

- ・ 医療的ケアを必要とする児への支援として、島根県の「在宅療養ファイル」や吉賀町の「サポートブック」を提供し、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。平成30年度には「サポートブック」の活用が40人となりました。

■必要な児への提供

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
サポートブック (人)	30	35	33	33	40
在宅療養ファイル (人)	1	1	1	1	1

【方針】

- ・ 個々の情報をとりまとめ、連携する次の機関への情報伝達への有効活用を目指します。

④発達障がい等、特別な支援を必要とする児の早期発見と支援の推進

【現状と課題】

- ・ 発達や発育が気になった場合の二次健診の場として、発達クリニックを年に4回開催して支援を行っています。
- ・ ミニ療育「にこにこ教室」を開催し、専門家が個別の療育の実施と相談を受け、育児不安や育てにくさの改善を図り、自信をもって子育てできるための支援を行っています。
- ・ 親子遊び教室「きらきら広場」の事業を開始し、集団療育を行っています。親子での交流会や発達障がい講演会、情報発信等も行い、保護者の相談の場にもなっており、好評を得ています。
- ・ 療育通所は、計画書の作成により、保護者が通所の目的を明確にすることができ、身近な相談

員に相談できる体制がとれました。

【方針】

- ・ 保護者に好評を得ている「きらきら広場」は、対象年齢を分けて今後とも継続して実施します。
- ・ 発達障がいについては地域での理解や関心が深まっており、今後とも継続して支援を行っていきます。
- ・ 保護者どうしのつながりの場も重要であり、ペアレントメンターを育成し、ペアレントプログラムの開催にも取り組みます。

(4) 楽しく子育てできるための取り組み

①子どもの心の発達と育児不安への支援

【現状と課題】

- ・ 「育児に自信が持てない」と答えた母親の割合は減少の傾向にあり、島根県の割合よりも低くなっています。
- ・ 「育児について相談できる相手がいる」と回答した母親は、ほぼ 100%になっています。
- ・ 妊娠 34 週、産後 2 週間目に助産師の介入もあり、生後 4 か月での母乳育児の割合は増加傾向にあり、平成 30 年度は 9 割以上に達しています。
- ・ 生後 2 か月までに保健師が全戸訪問し、月 2 回の乳児相談やおっぱい相談、産前産後のびよびよ(子育て世代包括支援センター)からの声掛け等を行っています。
- ・ 毎日保育所の開放によって一緒に食事をしてもらおう等の取り組みは、子育て不安の解消に効果を上げています。
- ・ 妊婦に対しても、子育て交流サロンの便りを通知し、行事や教室への参加を促しています。
- ・ 全戸訪問や健診における問診で、支援が必要と判断されたケースについては、声掛けを行い、子育て支援ヘルパーの訪問や「きらきら広場」の紹介を行っています。

■「育児に自信が持てない」と答えた母親

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	県(H28)
4 か月児 (%)	11.8	11.4	3.3	3.7	4.5	—
1.6 歳児 (%)	16.7	17.9	2.1	0.0	9.5	18.3
3 歳児 (%)	29.6	14.8	5.1	6.8	4.0	23.0

■「育児について相談できる相手がいる」と答えた母親

	H25 年度	H27 年度	H28 年度
4 か月児 (%)	100.0	100.0	100.0
1.6 歳児 (%)	100.0	100.0	95.6
3 歳児 (%)	100.0	100.0	100.0

■生後4か月での母乳育児の割合

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
4 か月児 (人)	73.5	61.4	56.6	80.0	93.1

【方針】

- ・ 乳幼児相談は、発達の確認と育児不安解消の場として、引き続き実施していきます。
- ・ ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)が関与することにより、妊娠中の過ごし方や助産師による母乳相談等、有効に展開されており、継続して実施します。
- ・ 離乳食に不安を抱く保護者が多い中、保育所での親子給食が好評であり、継続して取り組みます。
- ・ 子育て交流サロンは、対象者全員に通知することで身近に感じられており、今後も相談や交流の機会として参加を呼びかけ、取り組みを充実します。
- ・ 機会を捉えて個別の声掛けを丁寧に行い、子育てへの不安の解消や早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 子どもの心の発達や子育てへの不安に対しても「きらきら広場」での取り組みを充実し、安心して子育てできる環境づくりに努めます。
- ・ 子育て支援ヘルパー制度のPR等、誰もが利用しやすい制度として普及を図ります。

②子どもの虐待予防対策と育児環境の整備

【現状と課題】

- ・ 児童虐待の相談件数は増減を繰り返しており、適切に対応していくことが求められます。
- ・ 要保護児童対策協議会管理ケースは、継続管理も含まれますが、件数としては増加の傾向にあります。
- ・ 通報義務の周知を図り、虐待が認定されたケースについては、個別支援会議や年 3 回の要保護児童対策協議会で支援を行っています。

■児童虐待の相談件数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
相談件数 (件)	18	29	27	32	26

■要保護児童対策協議会管理ケース

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
人数 (人)	18	22	26	33	26
件数 (件)	6	6	8	11	11

【方針】

- ・ 定期的な支援会議は管理世帯の支援と関係機関の連携に有効であり、今後とも関係機関と連携して支援を行っていきます。
- ・ 子育て支援ヘルパーの派遣により、育児家庭の負担軽減を図り、健やかな育児生活を応援します。

- ・ 配偶者に対する暴力の相談窓口の強化も図ります。

(5)子どもの健康づくりの取り組み

①生活習慣病予防対策

【現状と課題】

- ・ 朝食は、9割近くの子どもが毎日食べていますが、その割合は下がる傾向にあります。
- ・ 朝食で毎日野菜を食べる子どもは約3割、毎日たんぱく質を食べる子どもは約5割にとどまっています。
- ・ 食についての関心は高まっており、朝食づくりに挑戦する子どもも出てきています。朝食の講演をきっかけに改善が見られた家庭もあります。
- ・ 地域の食生活改善推進員による調理実習は自分で栄養を考える弁当づくりへと役立てられています。
- ・ 朝7時までに起きる3歳児の割合は、平成27年度以降は8割～9割で推移し、平成25年度以前と比較すると、その割合は高まっています。
- ・ 夜9時までに寝る3歳児の割合は、平成30年度には半数を超え、平成25年度の3.7%から大きく伸びています。また、県の9.5%(平成27年度)と比較しても高い割合になっています。
- ・ 朝すっきり目覚めない子どもの割合は、保育所、高校では減少しましたが、小学校及び中学校では以前より高くなっています。
- ・ 休日のメディア2時間までの子どもの割合は小学校、中学校、高校において前回調査よりも高くなっており、取り組みの効果が見て取れます。しかし、高校ではわずかに8.2%であり、保育所児童でも半数以上が休日に2時間以上メディアとの接触があることになり、影響が懸念されます。
- ・ 取り組みとしては、アウトメディアや生活習慣に関して保健指導を行っています。また、「夏休み！早起き・体操・朝ごはん・歯磨きチャレンジ」へ参加しており、生活リズムが乱れがちな夏休みの取り組みとして一定の効果が見られています。
- ・ しかし、メディア週間が終わると元に戻り、保護者と子どもとの思いがかけ離れているのが現状です。
- ・ 小学生は、ゲームよりテレビやビデオの時間が長くなっています。
- ・ メディアの発達はめざましく多様化しており、生活習慣にも影響しています。新たなメディア対策が喫緊の課題です。
- ・ メディアの影響や生活時間の乱れ、朝食の内容について個人差が大きく、課題の見られる家庭が固定化する傾向にあります。

■朝食を毎日食べる子ども

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
5 歳児 (%)	92.0	90.9	—	—	88.6
小学生 (%)	96.6	97.2	—	—	89.9
中学生 (%)	94.3	97.5	—	—	83.5

■朝食で毎日野菜を食べる子ども

(単位: %)	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
5 歳児 (%)	51.3	17.8	—	—	22.9
小学生 (%)	31.1	32.1	—	—	34.4
中学生 (%)	27.7	30.8	—	—	31.5

■朝食で毎日たんぱく質を食べる子ども

(単位: %)	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
5 歳児 (%)	65.5	35.6	—	—	51.4
小学生 (%)	54.4	46.6	—	—	48.2
中学生 (%)	55.0	51.3	—	—	52.0

■早寝早起きする子ども

(単位: %)	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
7 時までに起きる 3 歳児 (%)	55.5	92.6	82.0	91.1	83.6
9 時までに寝る 3 歳児 (%)	3.7	44.4	48.7	35.2	53.0

■朝、すっきり目覚めない子ども

(単位: %)	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保育所 (%)	31.0	—	—	—	27.1
小学校 (%)	30.8	—	—	—	53.7
中学校 (%)	53.4	—	—	—	58.3
高校 (%)	66.7	—	—	—	52.6

■メディア 2 時間までの子ども(休日)

(単位: %)	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保育所 (%)	49.2	—	—	—	44.6
小学校 (%)	20.0	—	—	—	55.9
中学校 (%)	10.4	—	—	—	26.8
高校 (%)	4.6	—	—	—	8.2

【方針】

- ・ メディア対策については、地域を上げて継続して取り組みます。
- ・ 課題の見られる家庭が固定化する傾向にあることから、このような家庭に対しては継続した指導を行っていきます。

- ・ 食事を楽しむ子どもが多くなっていますが、今後は食事のマナーを身に付ける取り組みを行い、子どもの食と生活を整える支援を図ります。

②歯科保健対策

【現状と課題】

- ・ むし歯の保有率は、平成 29 年度までは減少傾向にありましたが、平成 30 年度は増加に転じています。1 人平均のむし歯保有率も同様の傾向にあります。
- ・ むし歯の処置率は年によって変動が大きく、適切な処置が求められます。
- ・ むし歯の処置完了者率は小学生、中学生とも低下の傾向にあり、治療を促すことが必要です。
- ・ 歯磨き習慣のある児は、1.6 歳児、3 歳児とも直近の 2 年は 100%となっており、定着しつつあることが伺えます。
- ・ 年に 2 回の歯科健診で経過を把握しやすくなっています。
- ・ う歯の未治療者が多く、家庭への働きかけが必要です。
- ・ 保護者に対する食の話は、家庭における取り組みにつながっています。
- ・ 妊婦の歯科健診の受診率は 3 割程度にとどまっており、受診率の向上が課題となっています。

■むし歯の保有率

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
1.6 歳児 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3 歳児 (%)	18.5	7.4	5.3	6.5	10.2
保育園児 (%)	32.7	23.5	20.4	18.4	21.6
小学生 (%)	8.0	8.1	7.8	8.4	12.6
中学生 (%)	47.6	26.8	26.8	26.7	29.0

■1 人平均むし歯数

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
1.6 歳児 (本)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3 歳児 (本)	0.55	0.19	0.15	0.25	0.20
保育園児 (本)	1.02	0.84	0.63	0.74	0.84
小学生 (本)	0.15	0.10	0.14	0.13	0.20
中学生 (本)	1.35	0.61	0.55	0.67	0.68

■むし歯の処置率

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保育園児 (%)	30.0	44.1	25.8	14.5	25.8
小学生 (%)	73.3	57.1	72.7	73.3	48.8
中学生 (%)	81.1	78.6	62.9	57.1	64.0

■むし歯の処置完了者率

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
小学生 (%)	56.3	54.5	57.9	68.4	48.1
中学生 (%)	91.8	59.5	55.9	50.0	36.8

■歯肉炎の有病率

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
小学生 (%)	8.1	11.1	4.8	2.6	4.1
中学生 (%)	12.1	16.7	13.4	8.15	13.7

■歯磨き習慣のある児

	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
1.6 歳児 (%)	72.1	78.6	71.7	100.0	100.0
3 歳児 (%)	93.3	100.0	97.2	100.0	100.0

【方針】

- ・ 歯科健診で継続的に経過を把握するとともに、治療を促す家庭への働きかけを進めます。
- ・ 妊婦の歯科健診についてもリスクや重要性を認識について周知を図り、受診を促します。
- ・ 乳幼児の時期から歯磨きの習慣が定着しつつあることから、今後とも継続して習慣づけを促進します。

2. 子どもがいきいきと心豊かに育つ地域づくり

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

①制度の目的

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、平成 27 年度(平成 27 年 4 月)から施行されています。計画期間が令和 2 年 3 月までとなることから、令和 2 年度(令和 2 年 4 月)からの計画を第 2 期計画として策定します。

新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障していくことを目的としています。

②施設・事業について

子ども・子育て支援法のサービスでは、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の 2 つに区分されます。

「(1)施設型給付」、「(2)地域型保育給付」については、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

■子どものための教育・保育給付

(1)施設型給付

・「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設が対象となり、市町村が保護者に対して施設型給付費を支給します。

(2)地域型保育給付

・「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の 4 種類が対象となり、定員が 19 人未満の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付を行います。

(3)児童手当

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定められた 13 事業が交付金の対象となります。

- | | | |
|--|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 利用者支援事業 | <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 | <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 |
| <input type="checkbox"/> 延長保育事業 | <input type="checkbox"/> 妊婦に対する健康診査 | <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業 |
| <input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業 | <input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業 | <input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業 |
| <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業 | <input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業 | |
| <input type="checkbox"/> 実費徴収に係る補足給付事業 | <input type="checkbox"/> 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | |

■本町における事業について

分類	施設・事業名	
教育・保育給付	教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン)	
	③妊婦に対する健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業 ※【未実施事業】	
	⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ※【未実施事業】	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児・病後児保育事業	
	⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
	⑫実費徴収に係る補足給付事業 ※【未実施事業】	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※【未実施事業】	

※【未実施事業】については、ニーズ量等を踏まえ、実施について今後、検討します。

■保育認定について

<認定区分>

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園、認定こども園、 小規模保育事業

<認定基準>

3つの基準に基づき、保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)を行います。

①就労	フルタイムの他、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
②就労以外の事由	保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして吉賀町が定める事由。 <月単位の保育の必要量に関する区分> ・保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用(現行の11時間の開所時間に相当) ・保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用(現行の8時間の開所時間に相当)、なお、労働時間の下限時間を24時間と設定
③優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(2)教育・保育提供区域

①教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、「教育・保育提供区域」として、地理的な条件や人口、交通事情や社会的な条件、保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込み量やその確保方策を設定することが求められています。

②区域設定の考え方

小学校区単位、中学校区単位、合併前の旧市町村単位、市町村単位(市町村全域を1つの区域として設定)などがあります。

③本町における区域設定の考え方

本町における区域設定については、現在、就労等の事情により、小学校区を越えて保育を利用することが一般化している実態等を総合的に勘案し、「教育・保育給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の全てについて、提供区域を1区域に設定します。

但し、地域・子ども子育て支援事業に位置付けられる、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、小学校区ごとの利用となっていることから、小学校区単位で需給調整を図ります。

<理由>

- ・ 母体となる利用者数が少ないことから、数人の需要の増減により、需要と供給のバランスが崩れ、計画運用が難しいため。
- ・ 住居エリアでの利用や勤務地エリアでの利用など、より利用しやすい柔軟な対応をするため。

(3)子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたり、各年度に必要な支援事業の量の見込みを算出し、それに対応する提供体制の確保が求められています。量の見込みの算出にあたっては、各事業の実績やニーズ調査の結果を踏まえて算出しています。

①教育・保育事業の実績値及び量の見込み(総括表)

単位(人)

区分	認定区分	実績		見込み		見込量			
		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園及び認定子ども園(3歳以上)①	1～2号	3	0	0	1	2	2	2	2
幼稚園及び認定こども園(3歳以上教育希望)	1号	3	0	0	1	2	2	2	2
幼稚園及び認定こども園(要保育3歳以上教育希望)	2号	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所及び認定こども園(3歳以上保育希望)②	2号	95	101	113	105	119	111	119	112
保育所及び認定こども園＋地域型保育(0～2歳児)③	3号	87	93	85	104	89	91	88	85
保育所及び認定こども園＋地域型保育(0歳児)	3号	15	26	13	28	27	23	26	24
保育所及び認定こども園＋地域型保育(1～2歳児)	3号	72	67	72	76	62	68	62	61
保育時間施設④＝②＋③		182	194	198	209	208	202	207	197
施設利用者合計⑤＝①＋④		185	194	198	210	210	204	209	199
0～5歳人口※2⑥		219	245	237	244	243	236	241	217
在宅子育て人数⑦＝⑥－⑤		34	51	39	34	33	32	32	18

②地域子ども・子育て事業の実績値及び量の見込み(総括表)

事業名	単位	実績		見込み	見込量					
		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1 利用者支援事業	箇所	1	1	1	2	2	2	2	2	
2 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン)	人	730	930	900	930	930	950	910	880	
3 妊婦に対する健康診査	人	49	31	38	40	40	40	40	40	
	回	616	425	500	560	560	560	560	560	
4 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	人	49	31	38	40	40	40	40	40	
5 一時預かり事業(保育所における一時保育)	人	617	766	556	800	800	770	790	710	
	箇所	6	6	6	6	6	6	6	6	
6 延長保育事業	人	3	5	5	5	5	5	5	4	
7 病後児保育事業	人	19	17	15	20	30	29	30	28	
8 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<1年生>	人	26	30	35	35	49	31	41	50
	<2年生>	人	25	25	31	36	36	50	32	43
	<3年生>	人	41	24	27	29	33	34	46	29
	<4年生>	人	32	38	21	24	27	32	32	44
	<5年生>	人	15	29	32	18	23	26	31	31
	<6年生>	人	23	14	30	22	13	17	19	23
9 養育支援訪問事業	人	27	55	70	50	50	50	50	50	

(4)提供体制と確保方策

①教育・保育の量の見込み及びその提供体制

【量の見込みの考え方】

- ・ これまでの実績による利用状況やニーズ調査結果を勘案し、以下の認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)ごとに量の見込みを設定しました。

■認定区分(再掲)

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園、認定こども園、 小規模保育事業

【確保方策の考え方】

- ・ 本町には、民間の4つの保育所と町営の小規模保育所の2つが設置されています。ニーズ調査から、幼稚園及び認定こども園のニーズ量は極めて少数であり、各保育所が認定こども園へ移行する要因にはならないと判断しました。
- ・ また、保育の必要性がない3歳以上の1号認定の児童については、本町には幼稚園・認定こども園による幼児教育サービスがないことから、特例で保育所の利用が可能のため、支障はないと判断しています。
- ・ 通常保育及び小規模保育では、保護者の就労状況や地域社会の変化に伴い、今後も0歳児からのニーズも見込まれ、保育の「量」と「質」の確保に努めます。
- ・ なお、小規模保育については、ニーズの状況、子どもの育ちを巡る環境を鑑みつつ、必要に応じて運営の在り方を検討していきます。

【量の見込み・確保方策】

■1号認定(2号認定のうち、教育希望の高い方を含む)

《幼稚園・認定こども園》

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	2	2	2	2
1号認定	1	2	2	2	2
2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	1	2	2	2	2
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■2号認定・3号認定

《私立保育所(通常保育)》

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	199	198	192	197	187
2号認定	100	114	106	114	107
3号認定(0歳)	25	25	23	23	22
3号認定(1・2歳)	74	59	63	60	58
②確保方策	200	200	200	200	200
過不足 ②-①	1	2	8	3	13

《地域型保育(小規模保育)》

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
木部谷保育所	5	5	5	5	5
朝倉保育所	5	5	5	5	5
②確保方策	24	24	24	24	24
過不足 ②-①	14	14	14	14	14

②地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制

■対象事業

地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援法による 13 事業のうち、次の事業について提供体制の確保方策及びその実施時期を設定します。

No.	事業名	本町での事業名
1	利用者支援事業	びよびよ(子育て世代包括支援センター)
2	地域子育て支援拠点事業	子育て交流サロン
3	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査
4	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業
5	養育支援訪問事業	子育て支援ヘルパー事業
6	子育て短期支援事業 ※【未実施事業】	—
7	子育て援助活動支援事業 ※【未実施事業】	—
8	一時預かり事業	一時預かり事業
9	延長保育事業	延長保育事業
10	病児・病後児保育事業	病後児保育事業
11	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
12	実費徴収に係る補足給付事業 ※【未実施事業】	—
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※【未実施事業】	—
14	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ※【未実施事業】	—

1)利用者支援事業

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 平成 29 年 7 月に、「ぴよぴよ」として開設した子育て世代包括支援センターについて見込んでいます。

【確保方策の考え方】

- ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)で基本型及び母子保健型で運営しているものについて継続して実施します。

【量の見込み・確保方策】

《利用者支援事業》

(単位:箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

2)地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン)

子育て中の家庭で保育所未入所の世帯(主に 0～3 歳の児童とその保護者)に対して、交流の場を提供・促進し、相談指導、情報提供等を行い、地域における子育てを支援するための事業です。

【量の見込みの考え方】

- これまでの実績による利用状況やニーズ調査結果を勘案した年間延べ利用回数を量の見込みとして設定します。

【確保方策の考え方】

- 子育て支援施策の充実により、出生数が増加傾向であることから、ますます地域子育ての拠点施設としての役割が求められています。
- 現在は旧六日市地域のみ拠点となっていることから、複数設置などについても今後課題となっています。

- ・ 平成 27 年 4 月から子ども子育て支援の相談・助言を行うとともに、平成 28 年度からは助産師雇用により、新たな役割を付加した場所となり、より一層の子育て入支援の重要な場となっています。
- ・ 相談体制も整えられ、利用者にとって重要な拠りどころとなっていることから、拠点における環境及び事業をより充実していきます。

【量の見込み・確保方策】

《地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン)》

(単位:述べ人数) (単位:箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	930	930	950	910	880
②確保方策	1	1	1	1	1

3)妊婦に対する健康診査

妊娠届のあった妊婦に対して妊婦一般健康診査受診券を発行し、県内及び県外の一部の医療機関に委託し、妊婦健診を実施する事業です。国の基準で定めのある 14 回分を助成し、基本的には本人負担なしで受診ができる事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ 量の見込みは、これまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策の考え方】

- ・ 事業内容の充実を図りながら、継続して実施します。

【量の見込み・確保方策】

《妊婦健康診査事業》

(単位:人・回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	対象者	40	40	40	40	40
	健診回数	560	560	560	560	560
②確保方策	実施場所	県内・県外医療機関	県内・県外医療機関	県内・県外医療機関	県内・県外医療機関	県内・県外医療機関
	実施回数	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による
	検査項目	血液検査等	血液検査等	血液検査等	血液検査等	血液検査等
	実施時期	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで	妊娠12～39週まで

4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後 2 か月未満の乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児の健康、成長・発達を確認し、子育てに関する情報提供や保護者の育児不安の解消を図るための事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ 量の見込みは、これまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策の考え方】

- ・ 事業内容の充実を図りながら、継続して実施します。

【量の見込み・確保方策】

《乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)》

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		40	40	40	40	40
②確保方策	実施体制	地区担当保健師				
	実施機関	吉賀町(保健福祉課)				

5) 養育支援訪問事業

特に支援の必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する相談・支援を行い、適切な養育が行われるよう支援する事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ 量の見込みは、これまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策の考え方】

- ・ 事業内容の充実を図りながら、継続して実施します。

【量の見込み・確保方策】

《養育支援訪問事業》

(単位:延べ人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		50	50	50	50	50
②確保方策	実施体制	子育て支援ヘルパー				
	実施機関	吉賀町(保健福祉課)				
	委託団体等	吉賀町社会福祉協議会				

6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業で、短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業と呼ばれる事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ ニーズ調査を元に算出した結果、量の見込みは算出されませんでした。

【確保方策の考え方】

- ・ 町独自でサービス基盤を整えることは困難であり、ニーズ量も極めて少ないと判断し、今後、必要に応じて、協議を開始していきます。

7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ ニーズ調査を元に算出した結果、量の見込みは算出されませんでした。

【確保方策の考え方】

- ・ 町独自でサービス基盤を整えることは困難であり、ニーズ量も極めて少ないと判断し、今後、必要に応じて、協議を開始していきます。

8) 一時預かり事業(保育所における一時保育)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町での一時預かり事業は、保育所のみで実施しています。

【量の見込みの考え方】

- ・ これまでの実績による利用状況やニーズ調査結果を勘案して算出し、延べ人数を設定しました。

【確保方策の考え方】

- ・ 法人保育所4か所及び小規模保育所2か所で一時預かりを実施しています。

【量の見込み・確保方策】

《一時預かり事業(保育所における一時保育)》

(単位:延べ人数) (単位:箇所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		800	800	770	790	710
②確保方策	確保量	800	800	770	790	710
	実施箇所数	6	6	6	6	6

9) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保する事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ これまでの実績による利用状況やニーズ調査結果を勘案して算出し、延べ人数を設定しました。

【確保方策の考え方】

- ・ 平成 27 年 4 月以降、全ての保育所の開所時間が 7 時 30 分から 18 時 30 分の 11 時間開所となっています。
- ・ 11 時間を超える保育ニーズに対する実施については、各保育所の状況をみながら、継続して協議を行っていきます。

【量の見込み・確保方策】

《延長保育事業》

(単位:延べ人数) (単位:箇所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		5	5	5	5	4
②確保方策	確保量	5	5	5	5	4
	実施箇所数	1	1	1	1	1

10) 病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

本町では、七光保育所及び六日市保育所の 2 か所の保育所において、病後児保育事業を実施しています。

【量の見込みの考え方】

- ・ これまでの実績による利用状況やニーズ調査結果を勘案して算出し、延べ人数を設定しまし

た。

- ・ 双葉保育所の改築に伴う、新規実施見込み分も勘案しています。

【確保方策の考え方】

- ・ 現在実施中の七光保育所及び六日市保育所の 2 か所の保育所及び新規実施見込みの双葉保育所の 3 か所の施設で実施していきます。

【量の見込み・確保方策】

《病後児保育事業》

(単位:延べ人数) (単位:箇所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		20	30	29	30	28
②確保方策	確保量	20	30	29	30	28
	実施箇所数	2	3	3	3	3

11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- ・ これまでの実績による利用状況やニーズ調査結果を勘案して算出し、延べ人数を設定しました。

【確保方策の考え方】

- ・ 現在、5校区8か所で実施しています。引き続き、内容の充実を図り実施していきます。

【量の見込み・確保方策】

《放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)》

(単位:登録児童数) (単位:箇所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		164	181	190	201	220
	1年生	35	49	31	41	50
	2年生	36	36	50	32	43
	3年生	29	33	34	46	29
	4年生	24	27	32	32	44
	5年生	18	23	26	31	31
	6年生	22	13	17	19	23
②確保方策	登録児童数	164	181	190	201	220
	施設数	8	8	8	8	8
過不足 ②-①		0	0	0	0	0

12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、実施予定はありませんが、国から示される方針等を踏まえて、必要に応じて検討をしていきます。

13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では、保育提供量がニーズ量を上回っており、今以上の基盤整備の必要性がないと判断し、実施の予定はありませんが、国から示される方針等を踏まえて、必要に応じて検討をしていきます。

14)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性の強化、ネットワーク関係機関の連携強化を促進するための事業です。

本町では、実施予定はありませんが、国から示される方針等を踏まえて、必要に応じて検討をしていきます。

(5)すべての子どもと子育て家庭の支援

①児童手当の給付

【現状と課題】

- ・ 児童手当法に基づき、中学校修了前の児童を養育している者で、所得が一定額未満の場合に支給しています。

■児童手当給付数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
給付者数 (人)	310	300	296	282	278

【方針】

- ・ 引き続き国等の制度に基づき実施していくとともに、制度の詳細や仕組みについて積極的に周知するよう取り組みます。
- ・ 別居監護申立による受給等については窓口での十分な聞き取りや、他市町村との連携により、不正受給や二重給付がないよう、適正な制度運用に取り組みます。

②特別児童扶養手当の給付

【現状と課題】

- ・ 身体又は精神に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方で、所得が一定額未満の場合に支給しています。
- ・ 新規申請受付、再認定申請受付のほか広報等による周知を行っています。

■特別児童扶養手当受給者数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
受給者数 (人)	25	25	25	23	21

【方針】

- ・ 引き続き国等の制度に基づき実施していくとともに、制度の周知に向けた広報、相談対応に取り組みます。

③子ども等医療費の助成(乳幼児医療費の助成)

【現状と課題】

- ・ 県乳幼児医療費助成の制度を活用し、平成 26 年度より高等学校卒業までの児童に対象を拡大し、入院・外来に伴う保険適用部分の医療費の全額を助成しています。
- ・ 県内外の医療機関等における現物給付化を推進しています。

■子ども等医療費の助成(乳幼児医療費の助成)受給者数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
受給者数 (人)	865	793	783	750	745

【方針】

- ・ 安心して受診できる環境を整備し、子どもの病気の早期発見・治療の促進を図るとともに、医療費の抑制を目指します。
- ・ 引き続き制度の周知を図ります。

④保育料等の軽減

【現状と課題】

- ・ 子育て世帯の負担を軽減するため、保育料、放課後児童クラブ利用料等の無償化を実施しています。
- ・ 保育料の無償化により、低年齢層からの保育所入所が増加しており、法人 4 保育所の定員数も平成 27 年度の 140 人から平成 31 年度には 180 人に増加しています。
- ・ 令和元年 10 月から国の幼児教育・保育無償化施策が開始されました。
- ・ 放課後児童クラブの登録者率について、平成 26 年度が約 63.8%に対し、平成 30 年度は 72.4%にまで上昇しています。

■保育料等の軽減効果

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保育所平均利用者数※1 (人)	173	164	182	193	206
放課後児童クラブ登録者率※2 (%)	63.8	64.9	65.3	71.4	72.4

※1 私立保育所、小規模保育所、広域保育含む。

※2 放課後児童クラブ登録者率は、登録者数/小学校児童数(当年度 5/1 現在)で算出。

【方針】

- ・ 令和元年10月から国の幼児教育・保育無償化施策が開始されますが、平成27年度から実施した本町独自の保育料及び放課後児童クラブ利用料無償化も引き続き行っています。
- ・ 国の幼児教育・保育無償化施策により、新たな負担となった3歳以上児の副食費についても無償化を行っていきます。

⑤児童扶養手当

【現状と課題】

- ・ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に手当の支給を行っています。

■児童扶養手当受給者数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
受給者 (人)	54	44	38	37	37

【方針】

- ・ 制度の周知を図ることとともに、公平性の観点から、適正な支給となるよう運用していきます。

⑥母子寡婦父子福祉資金の貸し付け

【現状と課題】

- ・ 母子・父子家庭や寡婦を対象に、修学資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、就学支援資金、転宅資金などの貸付を行っています。
- ・ 制度の詳細や仕組みについて広報に取り組んでいます。

■母子寡婦父子福祉資金の貸し付け利用世帯

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用世帯 (世帯)	0	1	0	0	0

【方針】

- ・ 引き続き、必要な世帯の利用がされるよう、制度の詳細や仕組みについて広報を行います。

3. 地域で子どもを育てる社会づくり

(1)子育て支援のネットワークづくり

①地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン)

【現状と課題】

- ・ 助産師による相談機能の充実を図りました。
- ・ 町内保育所を訪問して園児との交流、紙芝居鑑賞会、もちつき会、3B体操、きん祭みん祭育児用品バザー、親子教室等研修会、ベビーマッサージ、マタニティサロン等を実施し、利用者ニーズに応えました。
- ・ 六日市地区 1 か所での拠点で専用施設となっていないことから、誰もが利用しやすい拠点となっていない現状があります。

■地域子育て支援拠点事業 登録者数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
登録者数 (組)	50	69	56	62	76

【方針】

- ・ 保育料等の無償化をはじめとした子育て支援施策の充実により、出生数が増加傾向であることから、地域子育ての拠点施設としての役割や期待に応えられるよう取り組みを行います。
- ・ 現在の拠点にこだわらず、誰もが利用しやすいサービスの充実した拠点となるよう、出張・巡回開催や複数設置などについて検討を進めていきます。
- ・ 乳幼児期における親子のコミュニケーションの場の提供を行い、心のつながり・絆をつくる基盤となる「愛着」を育む取り組みを進めます。

②子育てサークル、ボランティアの育成・支援

【現状と課題】

- ・ 七日市さくらんぼクラブ、七日市シエスタ、子ども読書会、読み聞かせボランティアグループ、放課後サクラマス教室など、多種多様な子育てサークルが活動を行っています。
- ・ 一方で、行政との繋がりが少ないことから、正確な実数の把握はできていません。

【方針】

- ・ 子育て交流サロンやぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)などによる、子育て支援ネットワークの構築や強化を行い、必要な支援や連携等を行いながら育成・支援に努めていきます。

③利用者支援事業(ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター))

【現状と課題】

- ・ 平成 29 年 7 月に開設した、ぴよぴよ(子育て世代包括支援センター)に子育て支援コーディネーター(保育士)及び母子支援コーディネーター(助産師及び臨床心理士)を配置しています。
- ・ 産前産後の妊婦の相談支援を行い、安心して産み育てられる環境整備を行いました。

- ・ 利用者の個別ニーズの把握や地域の子育て支援事業に関する情報等の広報・周知などを行いました。
- ・ 役場本庁舎内に拠点があることから、相談者が気軽に相談しやすい環境となっていない現状があります。また、専門職である各コーディネーターの勤務日数についても十分とは言えません。

■専門職の年間勤務日数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
保育士 (日)	-	-	-	182	160
助産師 (日)	-	-	-	84	41
臨床心理士 (日)	-	-	-	-	154

【方針】

- ・ 保健師、保育士、助産師及び臨床心理士等の専門職による相談支援体制を充実させ、妊婦が安心して出産・育児ができる環境整備の向上を図ります。
- ・ 利用者の個別ニーズの把握や個別相談体制の充実、関係機関との連携体制の構築等の強化を図ります。
- ・ 地域の子育て支援事業等に関する情報発信の充実に努めます。
- ・ 就労や就学により増加している外国人の子育て家庭や妊産婦等に対する、多言語対応への取り組みとして、相談時や保育所等における自動翻訳機の活用、多言語対応の子育てマニュアルや母子手帳等の作成など必要に応じた取り組みの強化を行います。

(2)住宅・遊び場の確保

①住宅確保のための支援

【現状と課題】

- ・ 結婚し、新生活を行う世帯に対しての住居費及び引越費用の助成を行っていますが、対象世帯が限られていることもあり申請件数は少ない状況です。
- ・ 定住支援担当課との情報共有会議や定住相談会等への参加などを行い、子育て世帯の移住者の相談等を行っています。

【方針】

- ・ 結婚による新生活を行う世帯への住居費等の支援の継続を行うとともに、子育て世帯の引越し等による地域への定着に係る支援についても検討していきます。
- ・ 子育て世帯の移住予定者の住宅希望者のニーズに対応できるよう、定住支援担当課との情報共有会議や定住相談会等への参加などについて継続して行います。

②子どもの遊び場の確保

【現状と課題】

- ・ 平成 28 年度から県の財源(保育料軽減事業)を活用し、園庭開放事業として法人 4 保育所全てで園庭の整備を段階的に行っています。
- ・ 平成 28 年度に正国公園に滑り台、ブランコを設置し、平成 29 年度には砂場・シェードを設置しました。

■子どもの遊び場の整備

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
園庭整備 (箇所)	-	-	4	4	4
公園整備 (箇所)	-	-	1	1	0

【方針】

- ・ 園庭開放事業の周知・広報を行い、利用者のニーズに合った活用の促進を図ります。
- ・ 県の財源等を有効に活用して、保育所の園庭整備を引き続き行います。
- ・ 正国公園の整備については、予定していた遊具の設置を完了したため、今後は定期的な点検・修繕を実施します。

(3)子育てしやすい就労環境づくり

①就労環境についての企業への働きかけ(子育て応援企業認定事業)

【現状と課題】

- ・ 子育て応援認定企業マーク及び子育て応援企業の認定基準の作成を行い、初年度の平成 28 年度の申請件数は 5 件、認定件数は 2 件となりました。
- ・ 県の「しまね結婚・子育て市町村交付金」を活用し、認定件数の増加の取り組みを進めていますが、子育て応援企業となるためには、育児介護休業法の定める内容より上回る休暇等の法整備が必要となり、企業が休暇を促進した場合には、育児休暇等取得職員の代替職員の確保が問題となります。一方で、働く人が見つからない雇用情勢のため、各企業の雇用者確保が喫緊の課題となっています。

■認定数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子育て応援企業認定数 (件)	-	-	2	0	0

【方針】

- ・ 多数の企業が申請されるように、認定制度の周知・広報を行い、子育て応援企業の認定となるように引き続き取り組みます。
- ・ 必要に応じて認定制度の点検・見直しも含めて行うとともに、育児・介護休業法の普及・啓発を住民や企業に発信し、より子育てしやすい就労環境となるように取り組みます。

②子育て支援ヘルパー事業

【現状と課題】

- ・ 平成 27 年度から吉賀町社会福祉協議会に事業委託を行い、社会福祉協議会から子育て支援ヘルパーの派遣を行っています。
- ・ 平成 27 年度は、登録世帯は 3 世帯で、延べ 9 回の利用回数でしたが、平成 30 年度は登録世帯が 11 世帯で延べ 201 回の利用回数になるまで利用されています。

■登録世帯(延べ利用回数)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
登録世帯 (世帯)	-	3	4	7	11
延べ利用回数 (回)	-	9	90	66	201

【方針】

- ・ 支援が必要な世帯に早期に介入し、育児環境を整えることで、虐待や育児放棄が発生しやすい段階で防止効果があるとともに、産後等のケアにも有効であると考え、今後も必要な世帯に利用を促していきます。

(4)子どもの仲間・連携づくり

①子どもの居場所づくり

【現状と課題】

- ・ 放課後児童クラブは、平成 26 年度の 5 箇所から平成 30 年度の 8 箇所まで増加しています。
- ・ 利用者数においても、平成 26 年度から小学校 4 年生以上も受け入れを開始したことや、多様な就労環境等により今後も増加することが見込まれることから、放課後児童支援員及び補助員の確保や資質の向上も課題となっています。
- ・ 利用者数の増加等により一時的に移設しているクラブや、遊びの場が確保できていないクラブなど、居場所となる施設について充実したサービスが提供できていない現状があります。
- ・ 放課後サクラマス教室は、平成 27 年度から 2 箇所を開始し、平成 31 年度は 3 箇所となりました。
- ・ 子ども会は、活動地区が年々減少しています。

■クラブ・教室数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
放課後児童クラブ (箇所)	5	7	8	8	8
子ども会 (箇所)	12	11	11	10	8
放課後サクラマス教室 (箇所)	-	2	3	3	3

【方針】

- ・ 放課後児童クラブは、幼児人口が増加していることもあり、定員数や活動施設の見直し等も検

討を行い、適正な規模での運営に取り組みます。

- ・ 放課後児童クラブの日曜・祝日開所について、土曜日と比較して利用希望が少ないニーズ調査の結果となっていることや、放課後児童支援員の確保の課題があることから当面は月曜日から土曜日までの開所とします。但し、必要に応じて検討も行っていきます。
- ・ 各放課後児童クラブの利用児童に係る育成支援の質の向上を図るとともに、放課後児童支援員及び補助員の確保とともに資質の向上について取り組みます。
- ・ 利用者が、安全・安心に活動等ができる居場所について、充実したサービスが提供できるよう早期に確保及び整備を行います。
- ・ 放課後サクラマス教室を全地区での開催に向けて取り組みを推進していきます。

②異世代交流の推進

【現状と課題】

- ・ 平成 26 年度に、推進協議会を設置し、平成 27 年度よりサクラマスプロジェクトの推進に向けた協議会を開催しています。

【方針】

- ・ 引き続きプロジェクトの推進を図っていきます。

③スポーツを通じた交流促進

【現状と課題】

- ・ 体育協会を通じた、活動支援を行っています。

■クラブ数・登録人数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
クラブ数 (団体)	8	8	7	7	7
登録人数 (人)	107	94	92	87	81

【方針】

- ・ 子どもたちのスポーツの機会が充実するよう支援の取り組みを進めます。

④生涯学習を通じた子育て・子育ての支援

1) サクラマスプロジェクト^{※2}

【現状と課題】

- ・ 各地域会議に教育委員会職員が出席し、会議運営の状況や内容等の把握を行い、今後の進め方などを検討しています。
- ・ 平成 29 年度に開始した夢ゆめ企画^{※3}は、多数の申請がありました。

^{※2} サクラマスプロジェクトとは、ふるさとでの学びや体験をもとに、いつの日かふるさと吉賀町を支える人材(財)の育成をめざしたプロジェクト。「学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもたちを育てましょう！」

■夢ゆめ企画実施回数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施回数 (回)	-	-	-	4 件(5 校)	7 件(6 校)

【方針】

- ・ 各地域会議において、主体的に地域のあり方や、子どもや学校への関わりについて議論がされるように伴走支援を実施していきます。

2)バースデー・ブックプレゼント^{※4}

【現状と課題】

- ・ 平成 21 年度から、3,000 円の絵本引換券を誕生日に郵送しています。
- ・ 乳児検診時に絵本の紹介や声掛けを行いました。

■絵本引換券利用率

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用率 (%)	62.1	73.8	77.0	76.4	84.3

【方針】

- ・ 関心の薄い方への利用を促し、利用率の向上を図ります。

(5)学校教育との連携

①地域に開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

- ・ 平成 26 年度には、学校協議会、サクラマスプロジェクト推進協議会・地域会議を設置しました。
- ・ 平成 27 年度以降は、推進協議会・各地域会議において取り組みについての協議を行いました。

【方針】

- ・ サクラマスプロジェクトの各会議の設置は完了したため、今後はプロジェクトの推進に向けて取り組みを進めていきます。

^{※3} 夢ゆめ企画とは、子どもたちに夢と自信を持たせ、やる気や学ぶ意欲を引き出すために学校が創意工夫して取り組む特色ある教育活動等に対して財政支援する補助事業です。

^{※4} バースデー・ブックプレゼントとは、満 1 歳、満 3 歳及び満 5 歳になった子ども達に絵本を贈呈し、絵本に親しむ習慣の意識付けや親子で触れ合う時間を大切にしていきたい、そんなきっかけづくりをお手伝いできるよう始めた取り組みです。

②地域における青少年健全育成活動の支援

【現状と課題】

- ・ 青少年健全育成推進協議会総会において、活動内容について協議をしています。

【方針】

- ・ 引き続き協議会の活性化に向けて取り組みを進めていきます。

③豊かな心を育成する教育相談体制の整備

【現状と課題】

- ・ 心のかげ橋、教育相談、就学相談の取り組みを継続して実施しています。
- ・ 支援の充実と人材確保の観点からスクール・ソーシャル・ワーカー事業について、派遣型から配置型へと拡充を図りました。

【方針】

- ・ スクール・ソーシャル・ワーカー事業については、引き続き体制の維持・確保に努めます。

④子どもを生み育てることの喜びを学ぶ次代の親の育成

【現状と課題】

- ・ 中学校や高校の職場体験による保育所での保育体験や乳幼児とのふれあい体験が行われています。
- ・ 子育てに必要な母性性や父性に関する意識や命の尊さに関する意識を育むための取り組みが今後も必要です。

【方針】

- ・ 中学生、高校生による職場体験を通じた、保育所や子育て交流サロンでの乳幼児とのふれあい活動や、小学校への生の楽習講座等による親子との体験活動の取り組みを進めます。

⑤障がいのある子どもの就学体制の充実

【現状と課題】

- ・ 保育士、特別支援コーディネーター、指導主事、スクール・ソーシャル・ワーカー、事務局(担当課)が集まる連絡協議会を開催し、年中幼児等の状況把握・共有を行うとともに、発達クリニックにつなげるなどの対応を行いました。
- ・ 支援員を14人配置(うち2人は日本語支援)しました。
- ・ サポートブックの運用を開始しました。

【方針】

- ・ 引き続き、関係者と連携・継続してニーズを把握し、対象者に合わせた対策、支援を実施していきます。

⑥学校図書の充実

【現状と課題】

- ・ 学校司書配置前と配置後では、子どもたちへの読書普及の状況が異なります。
- ・ 平成31年度より、町内の小中学校のうち、中学校1校を除く(校舎改修のため)7校へ学校司書を配置しています。(未配置校へは、令和2年度より配置予定)

■学校司書の配置

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
学校司書配置 (校)	-	-	3	3	4

【方針】

- ・ 学校司書と司書教諭が連携し、学校図書館の活用を推進していきます。
- ・ 学校図書館を拠点とし、子どもの学びに寄り添っていきます。

(6)子どもの安全確保

①通学路の安全確保

【現状と課題】

- ・ 安全マップの作成、保護者アンケート、定期的な登下校指導を実施しています。
- ・ 危険箇所の整備・除去を実施しています。

【方針】

- ・ 今後も関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進していきます。

②子どもの交通安全教室の推進

【現状と課題】

- ・ 保育所、小学校、中学校 年1回の参加型安全教室を開催しています。
- ・ 小中学校 歩行、自転車の参加型安全教室を実施しています。
- ・ 子育てを行う親等を対象とした交通安全教室を実施しています。

【方針】

- ・ 今後も継続した取り組みを実施していきます。

③チャイルドシートの普及・啓発

【現状と課題】

- ・ 春及び秋の交通安全週間にあわせ、チラシの配布を行う等情報発信を行いました。

【方針】

- ・ 今後も継続した取り組みを実施していきます。

④子どもを犯罪等から守る取り組み

【現状と課題】

- ・ 夕方のパトロール、各種イベントへの参加、歳末特別警戒パトロール等を実施しました。

■子ども110番の家登録数・青色パトロール隊員数・車両台数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
子ども110番の家 (件)	61	-	-	121	123
青色パトロール隊員 (人)	16	-	-	38	38
青色パトロール車両 (台)	-	-	-	40	40

【方針】

- ・ 今後も継続した取り組みを実施していきます。

水とすむまち

吉賀町



第2期 吉賀町子ども子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市750 電話：0856-77-1165